

自治研ちば

JICHIKEN CHIBA

vol.31

2020年2月

設立10周年・台風災害特集

千葉県地方自治研究センター設立10周年記念講演会
「全世代型の社会保障」と
幼児教育・保育無償化



久留里城（君津市）

一般社団法人 千葉県地方自治研究センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番10号
千葉県教育会館新館6階 自治労千葉県本部内
TEL.043-225-0020

自治研ちば

vol.31 2020.2

• 巻頭言 …………… 淑徳大学 コミュニティ政策学部学部長 教授 鏡 諭	2
千葉県地方自治研究センター 設立10周年に寄せて	
• ご挨拶 ——10年の感謝を込めて …… 理事長 法政大学法学部教授 宮崎 伸光	3
• 設立10年を振り返り、更なる飛躍をめざす —記念講演会・レセプション開催	
• 一般社団法人 千葉県地方自治研究センターのあゆみ	
• 千葉県地方自治研究センター設立10周年記念講演会 「全世代型の社会保障」と幼児教育・保育無償化 奈良女子大学名誉教授 澤井 勝	9
• 市長インタビュー 石井宏子 君津市長に聞く …………… 君津市長 石井 宏子 聞き手 副理事長 高橋 秀雄 副理事長 椎名 衛	25
• 台風被害特集 大洪水の世紀 —令和元年台風15、19号及び10月25日の大雨に寄せて— 都市プランナー 前衆議院議員 若井 康彦	31
• 台風被害特集 課題山積 台風・大雨に対する千葉県の対応 千葉県議会議員 網中 肇	36
• 台風被害特集 台風災害と政府・千葉県による「人災」の実態について ～「棄民」された千葉県民の救済のために～ 参議院議員 小西 洋之	42
• 市議会報告 農業の活性化とオリーブ栽培 …………… 佐倉市議会議員 高木 大輔	47
• シリーズ千葉の地域紹介 人と自然が共生する 魅力溢れるまち・君津 君津市 企画政策部 政策推進課	50
• 新聞の切り抜き記事から …………… 研究員 井原 慶一	53
• 今期の入手資料 …………… 編集部	57
• 一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要（会員募集）	58
• 編集後記 …………… 事務局長 佐藤 晴邦	59



淑徳大学 コミュニティ政策学部学部長 教授 鏡 諭

厚生省の調査では、2025年には介護人材は37万7千人不足し、2035年には79万人不足すると予測されている。

この問題がクローズアップされてから数年経つが、政府は一向に手を打てていない。しかも、この数字は現在の需給が続けばと言う前提で、本当はその倍程度の人材が不足すると言う声もある。

それでは、なぜ人材が集まらないのか。これは簡単で、介護職の給与の低さと相次ぐ介護報酬の引き下げにある。厚生労働省の平成30年賃金構造基本統計調査によると、ホームヘルパーの平均年収は46.8歳で333万円となっている。

しかし、これは正規職員の給与で、実際に現場には非正規の時間契約社員やパートなどがほとんどであり、その人たちの月収は20万円に届かないのが現状である。

2000年にスタートした介護保険は、3年ごとに介護保険事業計画を作り3年間の給付と負担を設計する仕組みである。現状の介護保険では、40歳から保険料を支払っている人が7,700万人に対して、給付サービスを受けている人が8%であることから、保険料の増嵩をいかに抑えるのが常に議論の対象となる。

そのため、2000年からこれまで全体で約8%の介護報酬の引き下げにつながった。その間何度か処遇改善で給与の向上を図ったが、その効果は極めて薄い。そのためサービスを行う事業者は、常に厳しい運営を強いられ、介護保険がスタートした当初から介護サービスで働く職員の給与は、全職種で最低レベルとなっているのである。介護は、3K（きつい、汚い、給料が安い）職場というのが定着をしてしまった感がある。

その影響は、若い人にも影響している。将来、社会福祉士取得を目指す、福祉系大学の定員割れが目立つ結果となっているのである。専門学校ではさらに厳しい状況で、定員充足率が50%でも良いと言う現状である。

それでは、外国人労働者に頼れるかと言うと、また難しい問題がある。

現在128万人の外国人労働者がいるが、外国人労働者は労働力の一時的補填策であって、普遍的な移民若しくは長期の滞在が認められない現制度では、恒常的な対策とはならないのである。

はたして誰がこれからの高齢社会の介護を行ってくれるのか？どのようにしたら介護人材が獲得できるのかについて、本気で対策を講じないと大変なことになってしまうのである。

では、最終的に介護人材が集まらなくなるとどうなるであろうか。昔から続いているように、家族が介護するしか道がなくなるのである。さらに厄介なことに、これからの社会では、確実に一人暮らしの家族のいない高齢者が増える状況が考えられる。それは、絶望的な社会と言わざるを得ない。

そのような絶望を招かないために、今できることは何か？答えは簡単である。介護報酬を引き上げる事である。評判の悪い処遇改善などという小手先ではなく、介護報酬自体をきちんと上げる仕組みが必要なのである。

これは、政治的決断の問題である。その点から言えば、将来があるか否かはこの後の政治的対応に委ねられていると言っても過言ではない。

介護保険制度が出来て20年。改めて、安心できる社会を議論し変えていく必要がある。

ご挨拶

—— 10年の感謝を込めて

一般社団法人千葉県地方自治研究センター理事長（法政大学法学部教授）

宮崎 伸光



一般社団法人千葉県地方自治研究センター（以下、「当センター」と略記）は、昨年12月に設立10周年を迎えることができました。当センターの設立にご尽力を賜りましたみなさま、そして設立時と同じく、あるいはまたそれにも増して、設立後の今日まで志を共にしてお力添えをくださいました数多くの方々に、改めまして心より御礼申し上げます。

一般に団体活動の常として、長い期間に渡って維持していくことは、発足時の困難と同じかそれ以上に難しいことに他なりません。任意団体であれ、社団法人であれ、何らかの思いを基に集い活動を始めることは、ある種の「勢い」でも可能になります。しかし、時を経て当初の強い思いが萎えることもあるでしょう。また、集う人々の構成が変化することもあるでしょう。当該活動を巡る環境は変化します。さまざまな変化を乗り越えて、あるいは変化をふまえて、活動を継続させることは決して容易なことではありません。

実は、私は当センターの設立に至る前史とも言える状況を比較的早くから遠目に眺めておりました。古くはまだ学生であった40年以上も前に出入りしていた神奈川県地方自治研究センターを通じて、そしてその約10年後には地方自治総合研究所に職を得たことです。つまり、当センターとはいわば兄弟関係に当たるセンター・研究所から地元千葉のようすを見ておりました。

私は、当センターの設立時にはすでに法政大学に転じておりました。初代理事長の井下田猛・姫路獨協大学名誉教授が、当センターの設立にご努力を重ねられていたことは耳にしておりましたが、とくに積極的に協力を申し出るわけでもなく、取り立てて何をするでもないまま過ごしておりました。

そこで、いざ当センターが設立されるというときに声を掛けていただき、副理事長のご指名までいただきましたことはまさに望外のことでした。とはいえ、今正直に吐露しますと、当時の私は実に「軽く」考えてお引き受けしました。もっと有り体に表現するならば、「長続き」はしないだろうと思っていました。もちろん、この「長続き」については「私以外」の事情、あるいは「私の預かり知らないところ」の事情によってということです。案外、私と同じように早期の「開店休業」ないし「店じまい」を当時予測されていた関係者も少なくなかったような気がいたします。

しかし、初代井下田理事長のリーダーシップの下で築き上げられた礎は盤石でした。もちろん、そこに多くのみなさま方のお力添えを得ることができて今日の姿があります。確かに一般に継続が創設にも増して難しい側面があることは上に記したとおりですが、こと当センターにつきましては、発足当初の礎に据えられた視点と視角に誤りがなく、その後の歩みはその延長線上を進んでいるよ

うに思います。

千葉の54市町村は、実に多彩です。最高地点は408メートルの愛宕山ですから高山が連なる山岳地帯はなく、豪雪に悩まされることもありません。離島は周囲約4キロメートルの仁右衛門島が最も大きく、有人離島となれば個人が所有する同島が唯一の存在ですが、その他は日本全国のあらゆる地理上の特性を備えます。この事実、さまざまな魅力の可能性と共に、暮らしに係るあらゆる困難が表出し得るということでもあります。

実際、当センターが丸10年を迎えようとする昨秋、千葉県は台風3連発が引き起こす大災害に見舞われました。すなわち、台風15号による暴風被害と大規模停電の発生、台風19号による河川氾濫と大規模浸水、および台風21号と低気圧に伴う大雨による災害です。さらに思い起こせば2011年3月の東日本大震災では津波による被害もありました。大規模同時多発災害は、決してこれで終わりということではないでしょう。これらの経験をつぶさに調査研究することで日本全国に通用する

教訓や対策を導くことができるかもしれません。もちろん以上は一例に過ぎず、当センターの眼前には調査研究課題の山脈が壁をなす思いです。

井下田先生が2013年4月に急逝された後、私が後継理事長を拝命して丸7年に近づきます。期間こそ前理事長の概ね倍になりますが、果たして切り拓かれた登山口から先に道をどれほど進めることができたでしょうか。10年を契機に彼方を眺め、環境の変化とその先を見据えた活動、当センターならではの調査研究活動を進めて参りたいと存じます。

昨年私は大病を発症いたしまして調査研究活動や連載記事の中断などさまざまなご迷惑をおかけしました。改めてみなさまにはお詫びを申し上げますとともに、そうした私だからこそ、志を共にするみなさまと一緒に健康に留意しつつ調査研究活動を進めて参りたいと強く願っています。

10年間のお引き立て誠にありがとうございました。また、これから先も共に歩みを進めるべくご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。



設立総会時の役員の皆さん（右から二人目が宮崎理事長、演壇は井下田初代理事長）

設立10年を振り返り、更なる飛躍をめざす

— 記念講演会・レセプション開催 —

◆記念講演会

— 福祉の基本理念を学ぶ

千葉県地方自治研究センターが2019年12月19日をもって設立から満10年を迎えることから、2019年11月9日（土）に設立10周年記念講演会並びにレセプションをオークラ千葉ホテルにて開催しました。

記念講演会は、14時30分に佐藤事務局長の司会で開会。冒頭、主催者として挨拶に立った宮崎伸光理事長は、「設立当初、実は10年先の今日まで自治研センターの活動を継続できるとは思っていませんでした。お支えいただいた皆様に感謝申し上げます」とお礼を述べました。来賓として、自治労千葉県本部の横田義之執行委員長、公益財団法人地方自治総合研究所の本田大祐事務局長から祝辞をいただいた後、記念講演へと移りました。

講師は、地方自治総合研究所で長らく研究活動に従事したこともある、地方行財政制度や社会保障制度に精通している奈良女子大学名誉教授の澤井勝先生にお願いしました。『『全世代型の社会保障』と幼児教育の無償化』をテーマに、現政権が打ち出した「幼児教育の無償化」の問題点やノーマライゼーションという福祉政策の基本的な理念をわかりやすくお話ししていただきました（今号の講演録をご覧ください）。

◆記念レセプション

— 長く険しい道のりをたどる

講演会終了後、17時から佐藤事務局長の司会で記念レセプション開会。宮崎理事長の主催者挨拶の後、東京自治研究センターの宮本

知樹副理事長、当センターの会員でもある長浜博之参議院議員から祝辞をいただきました。当センター顧問・前衆議院議員の若井康彦さんの発声で乾杯を行い、会食・歓談へと移りました。

乾杯の後も、宮川伸衆議院議員、奥野総一郎衆議院議員、小西洋之参議院議員、連合千葉議員団会議の天野行雄会長（千葉県議会議員）、社民党千葉県連の水口剛副代表（東金市議会議員）から来賓のご挨拶をいただきました。また、ご挨拶はいただけませんでしたが、多くの各級議員の皆さんに参加いただきましたことに厚くお礼申し上げます。

高橋秀雄副理事長から、スライド上映を行いながら、前史（1986年～2009年）を含めた30年余にわたる、千葉県地方自治研究センターの設立にむけた長く険しい道のりが報告され、参加者の皆さんは興味深く聞き入っていました。最後に、当センター理事の三瓶輝枝千葉市議会議員の閉会の挨拶で、レセプションを18時30分に終了しました。



記念レセプションの様相

一般社団法人 千葉県地方自治研究センターのあゆみ

1986年

労働戦線統一をめぐり自治労千葉県本部が分裂状態のなか、自治労運動を推進する9単組を中心に千葉県地方自治研究センターを結成する。代表 井下田猛（当時日本工業大学）、佐藤俊一（当時群馬大学）、小川寛（総武法律事務所）、事務局長 高橋秀雄（千葉市職労）の体制で運営する。

「自治体における墓地問題と墓地行政」を研究報告としてまとめたほか、東京湾見学会と講演会（講師田尻宗昭さん）、銚子市における「地域おこし・まちづくり」講演とシンポジウム（講師高木郁朗さん）流山市での原発防災講演会、船橋市での「ゴミ問題を考える」シンポジウムなどを開催する。



ゴミ問題を考えるシンポジウム

1989年

自治労千葉県本部再建に伴い付属組織としての活動に移行し自治研活動と連携した研究会、学習会を開催する。その後、自治研センターとしての活動は休止状態になる。

2009年

活動休止の状態から脱却するため自治研センター再建準備委員会が自治労千葉県本部内に組織され、自治総研、東京自治研センターの支援、指導のもと新たに一般社団法人として創立する。自治労千葉県本部を母体に、連合千葉をはじめ、各労働組合、民主党（当時）、社民党、労福協をはじめ労働者福祉団体、市民、自治体議員、自治体職員OB等に、団体、個人会員を募り、多くの団体、個人の方に協力をいただく。

井下田猛理事長、宮崎伸光副理事長、高橋秀雄事務局長の役員体制でスタートする。結成総会記念講演は「政権交代と公共サービスの再考」大森彌（東大名誉教授）。

2010年

機関誌「自治研ちば」創刊号発行。講演会の講演録、井下田理事長の「房総の自治鉤脈」宮崎副理事長の「数字で掴む自治体の姿」を中心に年3回発行。講演会は年3回、結城康博「検証！民主党政権による社会保障政策のゆくえ」、高木健二「2010年度の地方財政計画と千葉県の財政状況」、千葉県地方自治研究集会では名和田是彦「新しい公共、自治体でどう取り組むか」の講演とパネルディスカッションを行う。

茂原市財政研究会で茂原市の財政状況をまとめる。

2011年

6月発行の第5号、10月発行の第6号にて東日

本大震災特集号発刊。講演会は廣瀬克哉「今、地方議会に問われているもの」、菅原敏夫「東日本大震災 復興への地方財政の役割」、武藤博己「入札改革、社会的価値の追求と公契約条例」の講演と自治体関係者等によるパネルディスカッションを行う。

結城康博（淑徳大学）を中心に連合千葉議員団会議との共同研究にて山武地区医療、子育て問題の研究会を開催。

2012年

講演会は楡井久「物語る巨大地震時の液状化・流動化・地波現象そして津波」、澤井勝「大阪都構想の現状 橋下市政の6ヶ月」、千葉県地方自治研究集会では鈴木直道（夕張市長）「夕張の今と未来」の講演、鈴木市長と宮崎副理事長との対談を行う。

神崎町財政研究会で神崎町の財政状況をまとめる。



神崎町職員の皆さんと財政分析を進める

2013年

連合千葉議員団会議との共同研究、山武地区医療研究会の成果物として「医療なくして子育てできず」を発刊。研究会として千葉県行政サービス研究会にて県内のサービスについてとりまとめを行った。また月例研究会を開催し、各自治体の福祉や防災当の状況について報告を受けた。講演会

は上林陽治（自治総研）「非正規公務員」、上林得郎（神奈川県自治研センター）「安倍政権と地方行財政改革の行方」と結城康博（淑徳大学）の「高齢者を取り巻く地域力の可能性と限界」を開催した。

4月22日井下田猛理事長が逝去し、新たに、宮崎伸光理事長、高橋秀雄副理事長、宮原一夫事務局長の体制を選出。6月に当センターの呼びかけで「井下田猛氏の思い出を語る会」を開催、同時に井下田理事長が「自治研ちば」に連載した「房総の自治鉤脈」をまとめた追悼誌を発刊。

2014年

講演会は今井照（福島大学）「震災復興から地域再興へ」、千葉県地方自治研究集会にて杉田敦（法政大学）「暴走する権力と民主主義」の講演、パネルディスカッションは杉田敦、小西洋之（参議院議員）廣瀬理夫（弁護士）で憲法改悪の動きについて討論。

新たに連合千葉議員団会議との共同研究にて「千葉県在宅医療等研究会」を開催。福祉、防災、地域活性化の3つの分科会を組織し、議員団会議のメンバーの参加により、研究会を組織。また、自治労千葉県本部と共同にて「自治体政策フォーラム」を開催して、地方議員の研修会を行う。講師は宮崎伸光理事長（「地方自治」）と高木健二自治総研研究員（「地方財政」）。

2015年

連合千葉議員団会議との共同研究中間集会として秋山正子（在宅医療に取り組むNPO法人理事長）を講師に「地域でいきいきと暮らし続けるために」との演題で在宅医療をテーマに講演会、パネルディスカッションを開催、パネラーは千葉県

医師会等。

講演会は青山彰久（読売新聞）「地方創生と地方自治」、また、連合千葉議員団会議との共同研究のイベントとして、流山市と柏市の福祉政策について現地視察とヒヤリングを実施。第2回自治体政策フォーラム開催。講師は前回の講師陣に加えて野田佳彦元総理を招く。宮原事務局長逝去により佐藤晴邦事務局長に交代。

2016年

講演会は萩谷順（法政大学）「世界と日本のいま」、金井利之（東京大学）「地域創生と一億総活躍」、千葉県地方自治研究集会として若井康彦（都市プランナー）「迫りくる首都直下型地震の危険」と自治体関係者によるパネルディスカッションを開催。

連合千葉議員団会議との共同研究の総括集会として鏡論（淑徳大学）「2015年介護保険法改正と地域福祉」の講演と議員団会議のメンバーによる各分科会報告を開催。報告集も発刊。



在宅医療等研究会で柏市の豊四季台団地を視察

2017年

講演会は大野元裕（参議院議員）「中東・世界の動きと日本」、篠田徹（早稲田大学）「グローバル化する労働問題と働き方改革」。

新たに地域政策研究会を2年間の予定で開始、県内在住、在勤の研究者の交流を目的の一つにし

て出席研究者から毎回報告を受け、ディスカッションを行った。また、新たな取り組みとして県内の政策課題をとりあげる地震防災フィールドワークを開催。山武地区の元禄大地震による津波犠牲者の慰霊碑等の視察と東日本大震災の復興状況のヒヤリングを県職員等から行った。バス1台でのイベントの取組だが多くの参加者があった。

2018年

講演会は明田川融（法政大学）「日米地位協定と地方自治」、高端正幸（埼玉大学）「人口減少時代の地方自治を問い直す」、千葉県地方自治研究集会として兼村高文（明治大学）「公共施設・インフラの老朽化と地方財政」の講演、パネルディスカッションとして千葉県の取り組み状況を中心に報告、討論をおこなった。

第2回フィールドワークとして地域づくりをテーマに市原南部地域をめぐり、「チバニアン」、小学校廃校後の地域交流NPO法人等の視察と交流をおこなった。

2019年

講演会は北川慶子（聖徳大学）「災害列島の中の高齢者と防災」、菅原敏夫（自治総研）「市民が進める自治体の条例づくり」。

ちば地域政策研究会の成果を冊子にして発行した。また、自治体の決算状況、首長選挙結果、主な政策課題をまとめる市町村台帳の作成に着手した。なお、情報誌「自治研ちば」については首長インタビュー、住民運動を取り上げた「公共の担い手」、自治体担当者等による地域紹介、地方議員の議会活動報告などの様々な企画記事により、30号まで発行している。

千葉県地方自治研究センター設立10周年記念講演会

「全世代型の社会保障」と 幼児教育・保育無償化

奈良女子大学名誉教授

澤井 勝

再録編集文責：本誌編集部



澤井です。よろしくお願いします。

もう少し自己紹介みたいなことをつけ加えます。私は1942年生まれですから今77歳で、もうすぐ78歳になります。自治総研（地方自治総合研究所）が発足したのは1974年なんですね。73年の夏から準備室ができました。自治総研は、当初、自治労中央本部の附属機関でした。ですから僕は研究員ではなくて、事務職員として自治労に採用されたのですが、半年ぐらいで研究員になりました。設立までに準備期間が少しあって、待機状態だったんですね。そのときに、当時の研究員の先生方、協力研究員の先生方を確定していく作業を進めていまして、結局、法政大学の阿利莫二先生という方に所長をお願いして、発足しました。

その後、20年間自治総研におりまして、もともと経済学が専門でしたので、基本的には地方財政を研究していました。プロフィールの主な著書の中に一つ、つけ加えてもらいたいものがあります。『地方分権と地方財政』というのですが、『変動期の地方財政』とあわせて、自治総研の仕事として残っています。各年度の地方財政対策、あるいは地方財政計画について、毎年自治総研の雑誌に批評めいたことを書いてきましたが、これを集めて本にしたものです。ですから、自治総研における約20年間の仕事はその本に詰まっておりますので、ご覧いただければ幸いです。

それから、1993年に北九州大学に職を移しました。あとについては辻山さん（編注：自治総研前所長の辻山幸宣氏）にお願いしました。北九州大学に行ったのは、ちょうど50歳のときでした。北

九州大学法学部の行政学科ですが、そこで「公共政策論」という科目を担当していました。「公共政策論というのは何ですか？」と言われても、実は何もないんですよね。何でもできるんです。そういうところでした。そのあと、次に奈良女子大学に移りまして、こちらでは「生活福祉論」を担当しました。この生活福祉論も、何をやってもいいわけです。

■「地方分権・地方財政」から 介護保険に関わる

具体的には何をしていたかといいますと、実は介護保険です。発足時からいろいろかかわってきました。介護保険事業計画というのは、大体2000年に発足するわけですが、1998年ぐらいから各都市、各市町村で介護保険事業計画を策定していくわけです。僕は当時奈良におりましたので、奈良の大和郡山市とか、生駒市の介護保険事業計画にかかわりまして、現在でもそこで介護保険事業計画策定委員会の委員をしております。その点で、介護保険事業計画については20年になりますけれども、制度の変化と一緒に歩いてきました。

ただ、あとでお話ししますが、介護保険制度についてはいろいろ成果もあれば課題もあり、見直さなければいけないと思っております。

もう一つは、障害者福祉です。当時は「青い芝の会」とか、障害者の運動が始まっていまして、その中の一部にかかわってきました。

特にきょうは、ノーマライゼーションの話をし

たいと思います。私は見ていまして、介護保険もそうですが、障害者福祉でも言葉はあるんですけど、実はその現場の実態がなかなかそうはなっていません。現実的に社会が変わっていくのに対応していない場合が多いんですね。きょうはそれの点について、御一緒に考えてみたいと思っています。

それでは、**資料 1**（本誌23頁）をご覧ください。**資料 1**は今回改めてつくってみた年表です。1989年から始まって、この30年間、特に後半の20年間に何があったのかを少し整理したものです。介護保険制度、あるいは障害者福祉の議論、福祉政策・社会保障政策についてどのような流れがあって、私たちはどこまで到達しているのか。今求められているものは何かという点について、一緒に考えてみたいと思っています。主にこの**資料 1**を使って、皆さんと一緒に年表を追いながら考えていきたいと思っています。

■幼児教育の無償化の議論は 尽くされていない

全世代型社会保障の議論、「幼児教育・保育の無償化」という議論は、2年ほど前に急に出てきた話です。幼児教育・保育の無償化について、私たちはほとんど議論していません。

今申し上げたように、福祉の観点からすると、日本の幼児教育というのは文科省の所管で、実は福祉の話ではありません。ところが全世代対応型社会保障の実現のために、いきなり幼児教育の無償化というのが出てきたわけです。ですから、その時点で話が、「あ？」となり、みんなちょっとポカンとしたのです。でも、消費税の使い方としていいのではないかなったわけです。保育料は大体月額25,000円ぐらいが平均値と言われていますが、そうしますと年間で30万円となります。この分が無償化されますから、家計にとってはいいことですよね。

みなさん得をしたと思っているのかもしれませんが、あまり批判的な話は出てきません。実際に

は、その世帯の家計にとっては相当にプラスなわけです。その点では、ある意味で消費税の使い方としては非常にいいことなのですが、今お話ししたように議論がないままに進んでしまっています。「全世代型社会保障」と言いながら、結局、中身は「幼児教育の無償化」なので、保育料・授業料が無料になっているだけのようなのです。一体どういうことになっているのでしょうか。

よく、フランスやスウェーデンの事例が出されます。特にフランスは、2019年9月から義務教育が変わりまして、3歳から義務教育です。要するに3歳児が1年生になっているんです。日本では、義務教育は6歳です。普通、3歳の子供が学校に行って勉強できますかね？ おむつを外せない子もいるのではないかと思ったりもします。ところがフランスでは今、3歳以上で義務教育が始まって、97パーセントが学校に行っています。この3歳から、もちろん無償です。その結果起きたことは、フランスの合計特殊出生率は現在2～1.9くらいなのです。ほとんど少子化対策ができちゃっています。

人口は、若干減少してきていますよね。人口を維持するためには、確か2.3ぐらい必要になります。合計特殊出生率が2あれば、日本のように急激に人口が減りませんから、対策が非常にとりやすいわけです。そういう点では、フランスは少子化対策が成功した国だと言われています。それも一つには、「幼児教育の無償化によって、働く女性たちが非常に子供を産みやすくなっているというのがあるんだろう」というように議論されています。ただし、フランスの場合の幼児教育・保育の無償化というのは、実はすべて、日本でいえば文科省のところで統一されています。

日本の場合は、依然として厚生労働省と文科省に分かれていて——今は「こども園」ができてきましたから連携が進んでいますけれども——それにしても、教育の内容についての議論はできていません。特に幼稚園教諭と保育士の間といいますか、教育専門職との関係において、どのように整理したらいいか、なかなか議論できていません。

そういう点では、幼児教育無償化の先にあるものが何かということについては、非常にあいまいなままになっています。

消費税を8%から10%に、2%上げたときの財源の一部の8,000億円を使った無償化について、これからどのぐらいの効果が出てくるのか…。もちろん短期間では出ません。一番大きいのは人材育成ですが、それができているかどうかという点、非常に難しい問題があります。その点を含めて、社会保障制度のあり方全体について、考え直す必要があると思っています。

■社会保障は高齢者にかたよっている？

図表1「政策分野別社会支出の推移」を見てみましょう。出所は、国立社会保障・人口問題研究所「2016年度 社会保障費用統計」です。この統計は平成14年に政府の基礎統計に登録さ

れたものです。「OECD基準」と書いてありますが、日本はOECDに加盟していますので、実はOECDが各国に要請してこの統計をつくっています。OECDから同様の統計を出しなさいと要請されて、日本政府がつくったものが人口問題研究所のこの統計です。ですから、「OECD基準」と書いてあります。

これを見てももらいますと、左のほうに合計欄があって、「高齢」から「遺族」、「障害、業務災害、傷病」、それから「保健」、「家族」、「積極的労働市場政策」、「失業」、「住宅」となっています。これは内容がないから、これだけではわかりませんが、その下を書いてあります。人口問題研究所の統計の（注）にありますように、「高齢」と書いてある所の「現金給付」が「退職年金」ですね。「現物給付」が「介護、ホームヘルプサービス」等の、やっぱり現物のサービスですね。「遺族」は、「遺族年金」です。「現物」のほうには「埋葬費」も入っ

図表1 政策分野別社会支出の推移

	(OECD基準)							(億円)		
	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
合計	957,456	982,654	1,051,858	1,082,101	1,117,349	1,124,639	1,143,326	1,156,998	1,182,781	1,196,384
高齢	464,472	479,561	511,993	514,975	518,887	533,542	543,583	545,748	553,793	557,549
遺族	66,196	66,796	67,517	68,019	68,099	67,901	67,512	66,756	65,775	65,779
障害、業務災害、傷病	40,543	42,783	46,465	44,587	46,345	48,409	49,894	50,823	52,601	53,969
保健	319,228	324,911	337,965	352,533	375,121	375,121	384,146	391,280	405,288	406,711
家族	36,777	38,310	39,976	56,722	59,038	56,963	57,772	61,264	65,558	69,747
積極的労働市場政策	4,117	5,355	14,423	14,229	15,349	9,540	8,872	8,229	7,707	7,528
失業	12,525	10,842	16,886	12,912	12,538	11,797	10,734	9,591	9,285	8,649
住宅	3,762	3,980	4,570	5,129	5,470	5,735	5,876	5,929	6,172	6,037
他の政策分野	9,775	10,118	12,062	12,724	23,990	14,085	14,921	17,019	15,601	20,417

資料：国立社会保障・人口問題研究所「2016年度 社会保障費用統計」。

(注)

高齢	{	現金… 退職年金（厚生年金、国民年金等） 現物… 介護、ホームヘルプサービス
遺族	{	現金… 遺族年金 現物… 埋葬費
障害、業務災害、傷病	{	現金… 障害年金、休業給付（傷病手当） 現物… 介護、ホームヘルプサービス
保健	{	現金… 公費負担医療給付 現物… 社会福祉費
家族	{	現金… 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当 現物… 介護休業給付、育児休業給付、就学前教育費積
積極的労働市場政策		現物… 職業紹介事業、職業教育訓練給付、障害者職業能力開発支援
失業		現金… 雇用保険
住宅		現金… 生活保護の住宅扶助、公的賃貸住宅家賃補助
他の政策分野		現金… 生活保護の生活扶助、生業扶助

ています。

「障害、業務災害、傷病」は、「障害年金、休業給付(傷病手当)」。「現物」は障害者の、「介護、ホームヘルプサービス」です。「保健」は何かと言いますと、これは医療費です。「公費負担医療給付」です。「現物」は「社会福祉費」。

「家族」を見ますと、「現金」は「児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当」。「現物」は「介護休業給付、育児休業給付」、そして「就学前教育費」に社会保障給付は入っています。ですから、実は政府が今まで行ってきた社会保障という中には、就学前教育費は入っていませんが、OECDが報告するときには入っているのですね。その議論が全く抜けたままで、統計的にはできています。

「積極的労働市場政策」の「現物」は、「職業紹介、職業教育訓練給付、障害者職業能力開発支援」です。「失業」は、「雇用保険」。「住宅」は、「生活保護の住宅扶助、公的賃貸住宅家賃補助」。その他は、「生活保護の生活扶助、生業扶助」となっています。

これらの統計数字には具体的な根拠がありますが、実は統計をつくるのはなかなか大変で、人口問題研究所の担当者が非常に苦労してデータを整理しています。最近になって、地方自治体の単独事業が入っていなかったのも、それをどうやって入れるかという議論がずっとありまして、僕もこの話がある前に呼ばれて、研究会に1回出席しました。非常に細かいものをいろいろ集めては整理しながら、政府の統計として処理しています。

ところで、**図表1**の「政策分野別社会支出の推移」を見てもらいますと、日本の場合、最初は2007年ですが、このとき合計が95兆7,456億円です。右のほうを見ていただきますと、2016年は119兆円で、現在は約125兆円になっています。

この間の社会保障費用全体の内訳を見ていただきますと、2016年で大きいのは「高齢」の55兆7千億円で、ほとんどが年金です。それから次に大きいのが「保健」で、医療費です。こちらが40兆6千億円。それから「家族」は今お話ししたように就学前教育も含みます。これには当然、保育所とか幼稚園も入ってくるわけですが、この分が6兆9千7百億円という数字になっています。

これが高いのか低いのかを比較するのが各国比較なのです。**図表2**が「政策分野別社会支出の国際比較」ですが、対GDP比・国内総生産比で見えています。日本、アメリカ、イギリス、スウェーデン、ドイツ、フランスの6カ国の比較です。

要するに国内総生産の中で、社会保障費用に該当する政策分野別社会支出の合計が、日本は22.15%、アメリカは19.12%、イギリスが22.65%、スウェーデンが26.75%、ドイツが27.13%、フランスが32.12%です。これを見ると、日本はアメリカに次いで低いのです。イギリスとほとんど並んでいます。

その中で特徴があるのは、日本の場合は「高齢」が10.37%を占めますが、アメリカ6.42%、イギリス7.33%、スウェーデン9.08%、ドイツが8.27%、フランスが12.69%ですから、フランスに次いで



日本は、「高齢」への傾斜が大きいということです。

「保健」——医療ですが、日本は7.59%です。アメリカはやはり医療費が高く8.52%。イギリス7.80%、スウェーデン6.28%、ドイツ8.94%、フランス8.68%になっていますが、まあこれは、そこそこの水準じゃないですかね。

日本は「家族」が1.23%です。アメリカは0.65%、イギリスが3.57%、スウェーデンが3.54%、ドイツが2.28%、それからフランスが2.96%です。ということで、「家族」つまり児童手当等が低いわけですよ。

全世代型対応と言うのに、実は高齢者に相当偏った社会保障支出をしているということが、この間の議論ではっきりしてきました。それをどうにかしなければいけないというので、各方面で議論がされてはいました。けれども、急激に施策機運が上昇してきたのは、2017年の衆議院議員選挙のときに、自民党の公約にこれが入ってきたから

ですよね。それでいきなり「全世代対応」です。要するに、高齢者から子供への投資に向けようということで、「幼児教育・保育の無償化」というのが政策化して出てきたという流れになっています。

これについては、それぞれ評価があるわけですが、今後の議論を踏まえまして、一体どこまで来ているか、どういう点が議論されてきたかについてお話をしていきたいと思います。

■介護福祉士・ホームヘルパー法から介護保険は始まる

資料1に1989年とありますが、この前年の1988年に介護福祉士法ができます。介護福祉士・ホームヘルパーですね。介護福祉士の国家資格をつくったのです。ここで国家試験を受けた方が、介護福祉士になることができ、その後のケアマネージャー制度につながっていきます。

図表2 政策分野別社会支出の国際比較（2015年度）

（対GDP比率、%）

	日本	アメリカ	イギリス	スウェーデン	ドイツ	フランス
合計	22.15	19.12	22.65	26.75	27.13	32.12
高齢	10.37	6.42	7.33	9.08	8.27	12.69
遺族	1.25	0.66	0.05	0.32	1.83	1.72
障害、業務災害、傷病	0.99	1.51	1.97	4.54	3.42	1.81
保健	7.59	8.52	7.80	6.28	8.94	8.68
家族	1.23	0.65	3.57	3.54	2.28	2.96
積極的労働市場政策	0.14	0.11	0.27	1.27	0.63	1.00
失業	0.17	0.20	1.55	0.33	0.91	1.62
住宅	0.12	0.26	0.11	0.44	0.55	0.83
他の政策分野	0.29	0.80	0.00	0.95	0.29	0.81

資料：国立社会保障・人口問題研究所「2016年度 社会保障費用統計」9頁から作成。

（注）

高齢	{	現金… 退職年金（厚生年金、国民年金等） 現物… 介護、ホームヘルプサービス
遺族	{	現金… 遺族年金 現物… 埋葬費
障害、業務災害、傷病	{	現金… 障害年金、休業給付（傷病手当） 現物… 介護、ホームヘルプサービス
保健	{	現金… 公費負担医療給付 現物… 社会福祉費
家族	{	現金… 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当 現物… 介護休業給付、育児休業給付、就学前教育費積
積極的労働市場政策		現物… 職業紹介事業、職業教育訓練給付、障害者職業能力開発支援
失業		現金… 雇用保険
住宅		現金… 生活保護の住宅扶助、公的賃貸住宅家賃補助
他の政策分野		現金… 生活保護の生活扶助、生業扶助

1989年に「ゴールドプラン（高齢者保健福祉10か年戦略）」が、厚生労働省を中心につくられました。これが、いわば全体の流れを形づくりしました。このときヘルパー 10万人を確保しようという、議論だったのです。

当時、市町村の現場ですと、ホームヘルパーが2人か3人いるというような状況ではなかったでしょうか。社会福祉協議会でも、2人か3人のヘルパーがいるというような状況で、「具体的にニーズがどの程度あって、どのぐらいのヘルパーが必要か」という議論がほとんどされずに進んでいました。現実には家族介護を前提にした議論で、ほとんど福祉の政策分野には入っていませんでした。

そこで、1990年に、「福祉8法改正」が行われます。これは、老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、母子寡婦福祉法、老人保健法、社会福祉事業法、社会福祉医療事業団法という8法を改正しました。この改正の柱の第一は、在宅福祉サービスを積極的に展開することによって、施設中心の福祉から在宅福祉への転換を進めることでした。そのために人材を確保しようという議論になっていきました。

2番目は、福祉サービスの権限を市町村に一元化することでした。具体的に福祉サービスの事業の権限は、それまで市町村というより、県が中心でした。それを市町村へ権限を移譲するという形で、地域福祉を展開していこうとしました。

3番目に、老人福祉計画の策定を自治体に義務化しました。この老人福祉計画策定に当たって、市町村のマニュアルをつくる委員会が当時の厚生省の中にできまして、僕は自治総研の研究員としてこの委員会の委員になりました。このときの委員会は、大森彌（わたる）さんが委員長で、京極高宣（たかのぶ）さん——御存じの方もおられると思いますが、社会事業大学の学長になった方です——が副委員長でした。彼は僕の東大のときの同級生です。そこには当時の厚生省の老人福祉課長や老人保健課長、それから都庁に勤めていた吉永小百合さんのお姉さんも委員に入っていましたね。そういう委員会で、1年半ほど議論をしました。

それで、マニュアルをつくりました。その中心が老人保健福祉計画というもので、まずニーズを把握するためにアンケート調査を行いました。実際に支給されている手当も含めて、どの程度のヘルパーが必要なのかを具体的に計算していこうと、市町村ごとにデータを集めました。高齢化が進んでいる所では、それだけニーズが高いわけです。市町村ごとのデータを計算して、計画として立てて、必要なヘルパーを確保するために動き出しました。

資料1にありますように、1993年に地方老人保健福祉計画を全市町村・都道府県で策定してみますと、必要ヘルパーは20万人を超えるのです。実際に調査してみたら、ゴールドプランで立てた10万人では全然足りないということになりました。厚生省として、初めて実際に調査した数値を使って計画を立てて進めてきたということになります。それを市町村に義務化し、現在もずっと行われています。

このときにできたのが、在宅介護支援センターです。在宅介護支援センターというのは、現在でも残っている所があると思いますが、在宅介護をするための支援ですから、概ね特別養護老人ホームや施設に置かれ、24時間で在宅介護の支援を行っていました。これが介護保険の地域包括支援センターに引き継がれています。この在宅介護支援センターは保険制度ではなくて、あくまで行政の補助金で運営されています。ある意味で、保険制度よりは使いやすかったかもしれません。

それからその次に、1990年のドイツ統一がありますが、大熊由紀子さんの『「寝たきり老人」のいる国いない国』が、この年に発行されています。この本は非常に大きな反響がありまして、現在でもまだ出ています。インターネットを見ますと、「感想／『「寝たきり老人」のいる国いない国』』というサイトに、大熊さんが「1990年に世に出した本が毎年のように増刷されて、2008年の暮れに29刷になりました。この本に描いた社会が、日本でまだ実現していないからかもしれません。読者の方が、この本から何を感じてくださったのか、

お寄せいただいた感想の一部を抜粋してお届けします」とメッセージを書いています。そのサイトに掲載されている読者からの感想を紹介します。「福祉関係の本を最初から最後まで興味を持ち、読んだのは初めてでした。いつも眠気が襲ってきました。しかし、この本は一気に読み終えてしまいました。そして、感動にひたっていました。姉が本のタイトルを見て、“寝たきりの人がいない国なんてあるの？”って聞いてきたので、私は自慢げに、“北欧はすごいんだから。ヘルパーさんは充実しているし、みんな起きて御飯を食べて、外に出て、おしゃれして、生き生きしてるねんから”と言いました」。

■寝たきり老人に 「させない国とほっておく国」

「姉が、“でも認知症の人やろ？ 怖くないの？”と言うから、私は、“縛るほうがもっと痴呆を悪化させちゃうねんて。縛ってしまったら、憲法第25条に反しちゃうんだから”と、理屈っぽく答えてしまいました。それにしても、寝たきり老人を探すためにわざとあちこちのドアを開けてみたり、アルコール中毒のフリをしたパートナーを精神病院へ連れていったりという思い切った行動は、本を読んでいて笑ってしまいました。でも、そのくらい思い切った行動をしなければ福祉の世界に入っていけないと思い、これから頑張ろうと強く思いました」というような文章ですね。

実はこれに出てくることは、僕もいくつか見ました。北欧の場合、スウェーデンでもそうです、デンマークでもそうですけれども、寝たきりの人はいません。いないというのは、要するに起こすわけです。寝ている人を、朝になったらキッチンと起こします。

全身が動かない病気がありますよね。例えば、ホーキング博士。ホーキング博士の場合は、指だけしか動きません。だけど彼は、最高の宇宙理論家です。2018年に78歳で亡くなりましたが、それまで現役でした。日本でも講演をしましたが、僕

は大阪城ホールで1度聞いたことがあります。お姉さんがついてきて、車いすというかベッドを支えていました。音声はコンピューターで、自動音声なのですね。電波の音ですけれども、理解できました。やっぱり理論的にすごいですよね。その意味で言いますと、彼はここにあるようにいきいきしているわけです。寝ていないわけです。ですから「寝たきり」ではなくて、「寝かせきり」をつくっていないということです。

要するに朝、起こしちゃうわけですよね。食事もします。動きは取れませんが、起こして着物を着がえています。きょうは僕もセーターですけれども、キチンとネクタイもしています。あるいは女性でしたら、着がえてイヤリングして、ピアスをつけて、外出するようになっています。帰って来て寝るときも、器具を使って寝かせつけます。寝かせつけられて体は動かないですけど、電話をここに持ってきて、介助をしてもらって電話で相談を受けています。僕が見た記録では、彼が寝ながら相談に応じています。

そのように、ある意味で徹底して普通の生活を維持していく——これが実は、ノーマライゼーションなわけです。ノーマライゼーションとはそういうことです。起こすことです。だから『寝たきり老人のいる国いない国』なのですけど、「寝たきり老人にさせない国」と「寝たきり老人をほっておく国」なのです。そのほうが楽だということなので、そこから始まっているわけですね。ですから、大熊由紀子さんの本がまだ売っていたのは、実はそういうことですね。

それから、1994年ですが、ドイツで介護保険法が成立しております。このドイツの介護保険というのは、完全に介護保険だけなのです。日本の場合、介護保険は半分公費が入っています。国が2分の1、市町村と都道府県が4分の1ずつ負担しています。全体を1とすると、保険料は0.5、税金は0.5です。被保険者が保険料を払うことによって財源の2分の1を負担しているというのが、日本の介護保険です。ドイツの場合は全部、保険で運営しています。その辺のよしあしは、あると思

いますか…。

でも、1994年にドイツで介護保険ができましたので、実は日本では1995年に老人保健福祉審議会最終報告で、「新たな介護保険制度の創設に向けて」を発表し、介護保険制度創設の提案をするわけです。それを受けて1997年に介護保険法が成立します。1997年に介護保険法が成立していますが、実施されたのは2000年ですから、準備に3年間かけています。

■幼児教育・保育の無償化 準備が不十分

今回の「幼児教育・保育の無償化」ですが、ほとんど準備はしていないと思います。ですから、各市町村の現場は担当者が四苦八苦していると思います。準備は、ほとんどされていませんので、これから“ゆがみ”みたいなものが出てくると思いますが、それを“制度のゆがみ”として定着させないようにしなければいけません。

1994年には「ノーマライゼーションの父、バンク＝ミッケルセン」がミネルヴァ書房から出版されています。日本語でノーマライゼーションというのが出た最初の本でした。1994～1995年ぐらいからノーマライゼーションの議論というのが日本社会の中に展開していきました。その次に1998年、ベクト・ニリエ著の『ノーマライゼーションの原理』が現代書館から出ています。これによってノーマライゼーションの原理が、日本で具体化されて見えてくるようになったと思います。

1999年に、介護保険・介護認定審査会などが開かれ、2000年から介護保険が始まりました。お配りした資料に介護保険法の総則を載せてあります。介護保険が何かということが書かれておりますので、条文を読んでみましょう。

第1条、「この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ

自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民協同連帯の理念に基づき介護保険制度を設ける。」とあります。

この中で特徴的なのは、要介護状態となった人について、「これらの者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう」と書いてありますが、これがいわばポイントです。では、「自立した日常生活」というのは何でしょうか？ 要介護5の、ほぼ寝たきり状態の方の自立した日常生活を保障するとはどういうことでしょうか？ 先ほどのホーキング博士がそうですけれど、支援があれば自立できています。自立の中身は何かと言いますと、自己選択・自己決定なのですね。つまり自分がこれをしたい、こうすべきだというように自分で選択して、それを自分で決めることができること。それが自立した日常生活です。

皆さんの生活も、ある程度そういう自分で決めた“希望の連鎖”といいますか、“予定の連鎖”でできていますよね。子供だと、親から言われてあれこれやらなければいけませんが、一定の年齢に達したら、自分で決めないと気持ち悪いですよね。自立した日常生活というのは、自己選択・自己決定が可能な状態で、そうするように支援するということです。

ホーキング博士の例でいえば、介助者がいて、パソコンがあって、音声が出てというような支援があって、それでホーキング博士の理論が世界に広がっていくということになります。そのような意味での「自立した日常生活」というのは、実はノーマライゼーションの中心の概念であります。

■自己決定と自己責任論

よく似た言葉ですが、「自己決定・自己責任」というのがあります。これは要するに、「自己決定したのだから、お前の責任やろ？」と言って突き放す議論です。「地方自治論」というのには、これが多い。つまり自治というのは、自己決定・自己責任だと。「責任を取れや」となります。そ

うすると、橋下元大阪府知事になってしまいます。その延長線に地方交付税がいらなくなることになってしまいます。「交付税というお金がないとやっていけないのはお前の責任なので、税を自分で集められるのだったら、その範囲でやりなさい」となります。最近もありましたが、大学入試の英語民間試験をめぐる「身の丈論」は、自己責任論ですよ。

この自己決定・自己責任論に、私たちは陥りやすいです。自治を考えていく人間というのは、乗りやすいんですよ。言われるほうは大変だけど、言っているほうは、割とカッコいいですから…。その点では、自己決定・自己責任論には気がつけたほうが良いと思います。

介護保険の特色の一つは、「医療と福祉の統合」です。このことが、介護保険制度の中で行われています。要介護度を決める介護保険の審査会には、必ず医師が入っています。中心ですからね。その点で介護保険は、医師・ドクターに介護の問題を投げかけていくというのをやりました。それから、福祉給付と医療給付を統合して提供するということになっています。これについても、議論はいろいろあるわけです。事業所によってはどちらかに偏る場合もあるので、その辺も含めて出しているということですね。

自己選択・自己決定ができることが「自立」であり、介護保険はそのための制度です。障害者の自立も同様で、「自立生活とは、どんな重度の障害を持っていても、介助などの支援を得たうえで、自己選択、自己決定に基づいて地域で生活できることと定義できる」ということが、上野千鶴子さんと中西庄司さんの『当事者主権』（2003年）という著書に書かれています。

また、心理学、幼児教育の観点から河合隼雄氏が『心の処方箋』新潮文庫（1998年）で、「自立していることを依存と反対であると単純に考え、依存をなくしていくことによって自立を達成しようとするのは、間違ったやり方である。自立は十分な依存の裏打ちがあってこそ、そこから生まれてくるものである。親が自律的であり、子供に依

存を許すと、子供は十分に味わったあとは、勝手に自立してくれる。自立と言っても、それは依存でないことを意味しない。そもそも人間はだれかに依存せずに生きていくなどできない。自立することは依存を排除することではなく、必要な依存を受け入れ、自分はどれほど依存しているかを自覚し、感謝していることではなかろうか」と言っています。

そういうのを「依存的自立」と僕は呼んでいますけれど、自立の新しい概念が生まれてきたのが1990年代かと思っています。

資料1の年表に戻ってください。2000年というのは、実は大きな年なのです。2000年に介護保険制度が始まりました。ケアマネージャー制度が発足して、そのほかに年金法の改正もありましたが、実はこのとき「地方分権一括法」が施行されています。これも1995年ぐらいからずっと分権議論があって、積み重なってきて、大きな法律改正があって、この年に地方分権一括法が施行されました。

このときに機関委任事務制度が廃止されましたが、現状は機関委任事務制度的なものは非常に多く残っています。具体的に言いますと、「通達」です。今でも行政と議論していますと、「これは通達で来ていますので」という物言いをされる方が多いのです。「これは通達に書かれているので、やらなくてはいけない」と考えて、そこで思考停止になっています。実は「通達」というのはありますが、機関委任事務制度が廃止されたことにもなって、拘束力を持っていません。

例えば地方自治法の第11章の中に、国と地方の関係について規定しています。そこでは国と地方との関係で、指導・非指導という関係は存在しません。言葉がないのです。通達行政が終わってしまして、国の関与としてあるのは「助言」または「報告」です。多いのは、「技術的助言」なのですね。「技術的助言」と書いてあるのに、読んでいないのかなと思うのですが、技術的助言でしかないものを、拘束力のあるものとして読んでしまう傾向が、依然として強く残っているように思います。

それから、「資料の提出の要求」とか「是正の

要求」というのはあります。同意、許可、認可、または承認、指示、代執行、協議というのも地方自治法上定められていますが、「通達」というのは指導・非指導ありません。その点を繰り返し言うておかないといけません。介護保険の分野の仕事をしていまして、「これは通達に書かれています」というように議論されます。では、通達の中身は何かというと技術的助言なので、もちろん参考にしたほうがいいのですが、従うべきではない場合もありますから、その点は考えて対応していきたいと思っております。

■地方分権の実践は難しい

それから、そういった機関委任事務制度の廃止が、十分に実効性を持って定着していないというのが現状で、指導・非指導関係が再生産されています。先ほど言いました計画行政というのは、市町村における計画行政で、介護保険事業計画策定以前の「改正老人保健福祉計画」という用語が、まだ介護保険事業計画と並んで残っています。介護保険制度が始まって、様々な所で細かく計画がつくられて、現場からしますと、非常に仕事がふえているということになりますね。

逆に言いますと、計画行政では、どうも中央統制が進んでいるようにも思えます。典型的なのは地方創生総合計画です。「人口をふやすような計画をつくりなさい」というのを国がやりまして、これに応じた市町村には交付金を渡すよという話です。みんながお金につられて計画をつくりましたが、従来の総合計画と非常に齟齬がある場合が多いのです。でも、そういう計画をつくらなければいけないと強制されたというのが、典型的だと思います。そういうような時代になってきていますので、その辺をどのように考えていくかという手立ても必要だと思います。

さて、2000年という年には、そのほかに社会福祉事業法が改正されて、社会福祉法が制定されました。その条文を見ますと、第10章に「地域福祉の推進」とあって、第1節「地域福祉計画」があ

ります。社会福祉法では、地域福祉計画の位置づけが大きいのですが、皆さんの自治体では地域福祉計画がつくられていますか？ 都市はできていると思いますが…。

今、僕は奈良県の葛城市で、地域福祉計画を初めてつくるお世話をしています。これはなかなか大変です。市町村の地域福祉計画については第107条で、「市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に則し、（もうこの所は変わっていますけれども）地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者、その他、社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映するために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする」とあります。

また、社会福祉法の第3条には、「福祉サービスの基本理念」と書いてありまして。「福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない」と定めています。ここは、どちらかというとノーマライゼーションですね。要するに、自立した日常生活を営めるように地域福祉を定めていかなければなりません。

『社会福祉法の解説』（中央法規）を見ますと——「個人の尊厳という点については、ともすれば利用者の立場ではなく、提供者側の立場から行われがちであり、利用者の個人の尊厳の保持が、実際には行われていない場合がある。そのため、痴呆高齢者や知的障害者を子ども扱いしたり、個人の需要を十分理解しないために高齢者を不必要に寝たきりにしたり、施設等の管理を極度に優先するあまり、障害者や高齢者、あるいは児童などの自立を阻害といった事態がしばしば発生してきている。そのため、福祉サービスの提供にあたっては、利用者の立場に立って、その尊厳を保持するよう十分に配慮してする必要がある」（解説109頁）

とあります。

この「個人の尊厳」という言葉が、何度も出てきます。現状は、サービスを提供する側が、相手を対象としか見ていません。相手を対等の立場として見て、その人に自己選択・自己決定してもらうための支援なんだという意識が欠けている場合が多く、サービスを提供する側の都合を優先してしまうケースが、よくあるように思います。僕自身も、そのような感じに陥るとというのが、よくわかります。だから、この個人の尊厳を守ることの意味を、何度も噛み含めていかないとけないと思っています。

■ノーマライゼーションとは

そこで、「ノーマライゼーションの原理」というのが出てきます。それについては、「その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにとは、児童の健全育成や、障害者等のノーマライゼーションが念頭に置かれているものである。」（解説109頁）と書いてあります。

ノーマライゼーションとは、施設に収容されてきた知的障害者が、ノーマルな日常生活を送られるようにすることを保障する施策の体系です。1959年にデンマークで成立した新法は、その前文にその目的として、知的障害者ができるだけノーマルな生活を送られるようにすることを掲げました。これを障害者の親の会と一緒につくったのがバンク＝ミッケルセンです。これらの動きを受けてスウェーデンで活動したのが知的障害者連盟のオンブズマンであったベクト・ニイリエでした。1960年代を通じて、ノーマライゼーションの具体化、法制化を進め、1968年に知的障害者に包括的に地域福祉サービスを提供する新法が施行され、その後、大きな社会変化が進みました。

それが先ほどの大熊さんの話に出てきた、「北欧の高齢者あるいは障害者たちの、生き生きとした生活」です。それだけ社会的に定着してきていますが、日本ではまだ、なかなか進んでいないというのが現状かもしれません。

図表3 ニイリエの「ノーマライゼーションの原理」

ノーマライゼーションの8つの原理

1. 1日のノーマルなリズム
2. 1週間のノーマルなリズム
3. 1年間のノーマルなリズム
4. ライフサイクルにおけるノーマルな発達経験
5. ノーマルな個人の尊重と自己決定権
6. その文化におけるノーマルな性的関係
7. その社会におけるノーマルな経済水準とそれを得る権利
8. その社会におけるノーマルな環境形態と水準

図表3がニイリエの「ノーマライゼーションの原理」です。ごく普通の生活様式や状況の側面や要素、障害を持つ人が経験し共有している平等の経験とは以下のとおりだと言っています。「1日のノーマルなリズム」。朝起きて、着がえをして、トイレに行って…というノーマルなリズム。これが保障されることですね。

それから「1週間のノーマルなリズム」。これは、学校あるいは会社に行くことを考えればいい。要するに土・日が休みで、毎日きちっと一定の時間に散歩に行くとか、そういう中での1週間のノーマルなリズムかもしれません。

三つ目は「1年間のノーマルなリズム」。これについては、それぞれの季節の行事があります。盆暮ですとか、花見、秋の紅葉を見る、あるいはお祭りですね。そういった1年間のリズムがあります。

四つ目は「ライフサイクルにおけるノーマルな発達の経過」。幼児期から小学校へ行き、中学校へ行き、高校へ行ってその先というように、それぞれの段階ごとの教育を経ていくことです。

その中で、「統合教育」という議論があります。統合教育というのは、障害児と普通の健全な子どもたちが一緒に教育を受けるということです。これについてはなかなか難しく、親のほうからしても特別支援学級を選んでしまうという場合が多いのです。具体的には、「みんなと一緒にいきたい

よ」という子供がいて、それを教育委員会が、「そのための設備がないからだめだ」と断って、問題になったというのがあります。実際は統合教育が、基本的にいえば推奨されているわけですね。

奈良県の吉野町のケースですと、小学校は加配教員を含めて統合教育に対応してくれていましたが、中学校の段階で学校のほうが断ってきました。それはなぜかという、教室が2階にあって、階段を撤去できないから、障害児を入れるだけの条件はない。「お金がかかり過ぎてだめです」と言われて断られたのです。それで、実は裁判になりました。裁判所では、「そういったことは除外して、受け入れるべきだ」という議論があって、結局、教育委員会側の敗北になりました。その点は、後ほど述べますが、「合理的配慮」の議論になっていくわけです。

資料1に戻ってもらって、2000年に社会福祉法ができましたが、このときにもう一つ大きな変化がありました。それは、住民が初めて福祉の主体になったということです。それまで住民というのは福祉の対象だったのですが、社会福祉法の中で住民は初めて福祉の主体になって、福祉サービスを提供する側になりました。地域福祉計画というのは、実はそういう意味ですよ。地域福祉計画の中では、住民あるいは住民団体が福祉の提供者になってきます。それはボランティアであってもそうです。福祉の提供者というのは住民で、住民主体をうたっております。そういう意味で、地域福祉計画が住民主体となっているのかどうかというのも、問題点であると思います。

それから大きな出来事としては——2003年に障害者支援費制度ができました。障害者支援というのは、それまでは行政の措置行政でした。行政が決めることであって、利用者はそれについて希望を言うことはできますけれども、決めることはできませんでした。それが、どのようなサービスを受けるかを障害者が決めて、それに対して支援費を出すという制度に変わっていきました。このときに変えたのです。ですからこの場合も、むしろサービスを受ける主体が中心になります。

介護保険も同じなんですね。介護保険も、どういう介護支援を受けるかを、介護保険サービスを受ける側が決めることができます。それが介護保険制度の特色なのです。保険料を払っていますので、介護保険のサービスを買うことができます。介護保険サービスについては、利用者が決めます。ケアプランというのがありますが、ケアプランはだれがつくるかといえ、現在はケアマネージャーがつくっています。ところが、介護保険制度の前提としては、ケアプランは自分でつくるものであって、「マイケアプラン」というのです。

千葉県でも自分でつくっている方はいらっしゃると思いますが、京都市の中で、実際にマイケアプランを使ってやっているグループがありまして、行政にそのための支援制度があります。マイケアプランをつくるためには、情報が必要です。その情報を市が提供するというサービスをしています。ですから介護保険については、ケアマネージャーがケアプランをつくるというのは、あくまで便宜的なものなのです。中心はマイケアプランで、どのようなサービスを利用する・使うというのは自分で決めなければいけません。実際には、もちろん勉強をしなくてはいけないから大変です。どのようなサービスがいいのか、それについて、それこそ見に行かないといけませんし、あるいは体験もしなければいけませんし、結構大変です。介護保険についてはやはり自分が決めていくものとしてあるのです。

この間、ある市の社会福祉協議会が130人ぐらいの介護保険の利用者の方のケアプランを請け負っていました。そのうちの96人について、社会福祉協議会が自分ではんこをつくっていました。それを利用者に話をしないで、勝手にケアプランをつくって介護報酬を取っていたということがありました。そのようなことを、僕も初めて聞きましたけれども、そういう点で介護保険については、本来はやっぱりマイケアプランだと思います。

僕自身もケアプランをつくれるかなと思いました。が、今のままじゃできませんね。市の担当者やケアマネが支援してくれればできるかもしれませ

ん。ですからケアマネも、マイケアプランづくりを支援するように力を入れてもらわないといけません。2000年以降の変化では、利用者あるいは住民が主体になってきています。そういうところに常に立ち返って、考えていかなければいけません。この障害者支援費制度がそうです。

■職安法改正と 自治体の無料職業紹介事業

もう一つ、2003年に「職安法改正」がありました。無料職業紹介事業は、市町村、都道府県に届け出て可能になっています。この後「生活困窮者自立支援法」が2013年にできますが、その中心がやはり就労支援なのです。生活困窮者自立支援の柱の一つが就労支援で、働きに出るのを助ける。あるいは引きこもりの方の自立支援のために、就労支援をしなければいけないだろうということになります。その場合の手立てとして、職安法の改正によって、そういった職業紹介を自治体ができるわけです。千葉県内は、市町村でどれぐらい実践しているでしょうか。

僕が知っているのは——この制度をつくった原点みたいなものが、岡山県の津山市にあります。津山市は1997年に、津山広域圏として、津山を中心とした15市町村がつくった津山広域市町村連合で、「津山雇用労働センター」というのをつくりました。この津山雇用労働センターでは、まず「雇用」という言葉を使ったことが大問題でした。市町村には雇用の権限がありません。ところが「雇用」という名前をつけた…。

実はこのとき、機関委任事務制度がまだ残っていました。職安法の第11条というのは、実は機関委任事務でした。それはどのような事務かというと、市町村長には職安の所長に求職情報を提供する義務がありました。職安法上では、どんな人が職を求めているかについての情報を職安に提供する義務があり、これが機関委任事務なのです。市町村長は、職安の所長の「手下」である…。それを逆手に取ったのが雇用労働センターです。情報

を提供・報告するためには調べなくてはなりません。その調査を行うための組織として雇用労働センターをつくって、そこに求職求人情報を集めたわけです。

求職求人情報をどのように集めたかといいますと、歩くわけですね。管内にモデル工業団地がありましたので、この工業団地の各事業所を担当者が歩いて回って、どのような求人があるか、どのような人がほしいかというのを聞いて回るわけです。それは、今お話しした職安法11条の機関委任事務を使って、その情報を集めました。高校を卒業する子のうち、4割は津山に残りたいと考えていました。しかし、求人情報がないので出て行きます。それではいけないということで、その求人情報を高校生に知らせて、実際に地域での高校生と企業とのマッチングに成功しています。

この津山広域圏の雇用労働センターが“根っこ”になって、実は職安法の改正が行われていたのです。現在でも、きちんと就労支援をしようとすれば、この職安法を使って職業案内ができますし、そのための情報の収集ができるわけです。

どのように情報を収集するかという点について、大阪の例をお話しします。この無料職業紹介事業を始めたところは、毎朝、担当課長が出勤したら新聞を見るのです。新聞の下の求人情報を見て、その求人情報を市に提供してほしいと電話をします。その具体的に求人しているところが、市に直接求人情報を提供してくれて、市がそれを紹介するというようにします。ですから、朝に行くと新聞をガサガサゴソやって、それですぐ電話をして情報を集めます。要するに、足と手と電話ですね。

この職安法の改正を活用しているかどうかが問題です。もちろんその内容については、先ほどお話しした生活困窮者や引きこもりの方の就職先はなかなか見つかりませんが、それをうまくつないでいったのが津山市の例です。

2006年です。「国連総会において、障害者の権利に関する条約が採決された」とあります。2013年9月を見ていただきたいのですが、そこに「障

「被害者差別解消法成立」と書いてあります。これは、「国の行政機関や地方公共団体、民間事業者による『障害による差別』を禁止。差別的取り扱いの禁止。町中の段差。入店拒否。文字だらけの広報。合理的配慮の不提供の禁止」とありますが、具体的に障害者差別解消の条約に基づいてつくりました。そのために、実は7年かかっています。翌2014年に条約を批准できました。障害者差別解消法に基づく合理的配慮の不提供禁止について、初めて法的拘束力を持つことになりました。

障害者差別解消がどの程度進んでいるのかということが、問題になっています。れいわ新選組の参議院議員木下英子さんです。ようやく2019年の国会で議論になっているというか、ある意味で非常に煮詰まったところにきています。新しい段階に入ってきているかなと思います。

■幼児教育・保育の無償化の問題点

本日の本題の「幼児教育・保育無償化」についてです。年表には、「2014年8月、〈子ども子育て大綱〉決定。運用始まる」とあります。これによって、子ども子育てについては、具体的に政府の政策として固まってきました。

そのときに「幼児教育・保育の無償化を段階的に進める」と書いてありました。これについては、実は私たちも見落としていました。ただ、「段階的に進める」と言われますと、「どうせそんなに進まないだろう」と、私たちも軽く見てしまいますよね。2017年10月の衆議院選挙の公約で、「消費税を10パーセントに引き上げたときに、その財源を使って幼児教育・保育の無償化を行う」という約束をしました。政策として選挙公約に掲げたあと、ほとんど内容が議論されず、必要な仕組みや準備が不十分なまま実施されようとしています。

問題点が幾つかあります。まず1番目に、「無償化よりも待機児童対策や保育所確保を先行すべきではないか」という議論があります。「特に先進国で最低水準の職員の配置基準を改善し、3歳児の場合で20人に1人ではなく、イギリス並みに

8人に1人といった基準に改善するのが先決ではないか」ということです。フランスの場合でも、20人の子供に対して5人の大人が対応します。それが大体、世界水準と考えていいわけです。日本の場合は20人に1人ですから、非常に低く、いつも現場は大変だということです。

2番目ですが、「保育園を希望する親がふえ、待機児童がふえるのではないか」という議論です。先行して2017年度から第2子以降は保育料を無料にした明石市では、2018年の待機児童は前年を39人上回る586人で全国1位となっています。一斉にやりますから、この状況は分散するとは思いますが、それにしても全体としてはそういうことが出てくるのではないかと。そうしますと、保育を受けられる子と受けられない子という格差が広がります。保育が受けられる子のほうは保育料が無料です。ところが保育を受けられない人は、子供を抱えて仕事ができないというので格差が拡大してしまうということがあります。

3番目。「子どもの安全と保育の質の確保はできるのか」ということです。調査によると、認可外施設の4割以上が、認可外施設の指導監督基準を満たしていない現状です。国が監査基準を定める必要があるのではないかと。自治体の監査を年に1回以上、義務付けるなど監査体制の整備が先行するべきという指摘もされています。特に認可外施設の把握は難しいわけです。

それから最後です。2020年3月までの無償化に係る事業の地方負担分2,349億円は、国が臨時交付金で賄う、となっています。2020年4月以降の自治体に対する財源の手当てについては、地方財政計画に全額を計上して必要一般財源総額を確保するとしています。しかし、この各市町村の財源を地方交付税処置としてキチンと手当てできるのかということがあり、非常に問題が多いのです。

話がいろいろ飛びましたので、わかりにくかったと思いますが、私からの話はこれで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

この講演録は事務局の責任で作成しました。

資料 1 社会保障施策この20年

1989年	ゴールドプラン（高齢者保健福祉10か年戦略策定）ヘルパー 10万人
1990年	「福祉 8 法改正」（老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、母子寡婦福祉法、老人保健法、社会福祉事業法、社会福祉医療事業団法） 1、在宅福祉サービスの積極的展開 2、福祉サービスの権限を市町村に一元化 3、地方老人保健福祉計画の策定を自治体に義務化必要 ヘルパー数の推計数値目標の設定 ドイツ統一、91年12月ソ連邦解体 大熊由紀子「寝たきり老人のいる国いない国」ぶどう社。
1991年	「育児休業法」成立 宮澤喜一内閣
1993年	「地方老人保健福祉計画」を全市町村、都道府県で策定 必要ヘルパー数は20万人を超える 「心身障害者対策基本法」を改正して「障害者基本法」を制定 細川連立内閣
1994年	羽田内閣成立 ドイツで公的介護保険法成立 「ノーマライゼーションの父バックミッケルセン」ミネルヴァ書房 村山富市自社連立内閣
1995年	老人保健福祉審議会最終報告「新たな介護保険制度の創設に向けて」 阪神淡路大震災ボランティア元年
1996年	橋本龍太郎内閣 「労働者派遣法」改正、登録型派遣の対象を26業種に拡大
1997年	「介護保険法」成立
1998年	「NPO法」成立（特定非営利活動促進法）議員立法 小淵恵三内閣 ベクト・ニイリエ「ノーマライゼーションの原理」現代書館
1999年	介護保険・介護認定審査など始まる 「労働者派遣法」改正、対象事業を原則自由化。
2000年	「年金法」改正。支給開始年齢を65歳に段階的に引き上げる、育児休業中の保険料免除、総報酬制の導入（賞与等も対象に）など 森喜朗内閣 「介護保険制度」施行。「ケアマネージャー制度」の発足。1号被保険者の基準保険料は全国平均月2,911円。 「地方分権一括法」施行。機関委任事務制度の廃止。国と地方との間に指導・被指導という関係はなくなる。通達行政の終わり。国の関与とは、助言又は勧告、資料の提出の要求、是正の要求、同意、許可・認可又は承認、指示、代執行、協議。 「社会福祉事業法」を改正して「社会福祉法」を制定。住民を「福祉の対象」から「福祉の主体」とした福祉を定める。住民が担う「地域福祉計画」の策定を努力義務化。 「児童虐待防止法」成立、議員立法。
2001年	「DV法」成立、議員立法。 小泉純一郎内閣成立。 介護保険の第一号被保険者の保険料の全額徴収始まる。 東大作「縛らぬ介護」葦書房。NHKの「抑制廃止福岡宣言」を本に。
2002年	「ホームレス自立支援法」成立。
2003年	「第二次介護保険事業計画」スタート。第一号被保険者の基準保険料は3,240円。 「障害者支援費制度」施行。需要の盛り上がりで予算不足となり補正予算で措置。措置制度からの転換。障害当事者が「自己選択」「自己決定するのが原則」に。 「職安法改正」で無料職業紹介事業が市町村、都道府県が届け出で可能に。 上野千鶴子、中西庄司「当事者主権」岩波新書。中西氏は91年創立の全国自立生活センター協議会の事務局長。
2004年	「改正児童虐待法」成立。通報義務の拡大。市町村が相談や通報の第1線に。府県の児童相談所は専門機関に。 「障害者基本法」一部改正、障害者差別禁止規定をいれる。 「DV法」（ドメスティック・バイオレンス）一部改正、市町村に相談センター設置可能に。配偶者の定義拡大。 「年金法」改正。「マクロ経済スライド」を導入。基礎年金の国庫負担を2分の一に。 保育所への国庫負担金を一般財源化。三位一体改革による補助金の廃止と交付税措置による財源付与、税源移譲と言うが。 「高齢者の雇用の安定に関する法律」改正。定年年齢の引き上げ、継続雇用制。 「発達障害者自立支援法」成立。学習障害、アスペルガー症候群、注意欠陥・多動性障害など。 「労働者派遣法」改正。製造業に解禁、上限1年で直接雇用の申し込み可に。
2005年	「改正介護保険法」成立。予防事業重視と地域包括支援センターの設置。それまでは在宅介護支援センターだった。要支援1と2を新設。 「障害者自立支援法」成立。身体、知的、精神および児童福祉法の障害児を統合する。介護給付費の一律一割利用者負担導入。 「高齢者虐待防止・介護者支援法」成立。虐待を身体的、性的、心理的、経済的と定義。
2006年	「第3期介護保険事業計画」スタート。新予防給付、地域密着型サービス、地域包括支援センター。基準保険料は4,090円。 医療法、健康保険法等を改正。広域連合による「後期高齢者医療制度」創設（2008年4月）。 安倍晋三内閣（第一次）。
12月13日	国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択された。2008年5月3日に発効。日本は2007年9月28日に高村外務大臣が署名。2014年1月20日に批准書を寄託。同年2月19日に効力が発生している。

2007年		「パート労働法」改正。労働条件の文書交付、均衡のとれた待遇。 北九州市小倉北区で、生活保護受給を「辞退」させられていた男性が自宅で餓死。「おむすび食べたい」の言葉残す。水際作戦の犠牲に。 福田康夫内閣。
2008年		「子どもの貧困」元年。4月に浅井春夫等の『子どもの貧困子ども時代の幸せと平等のために』明石書店、9月に山野良一『子どもの最貧国・日本』光文社新書、11月に阿部彩『子どもの貧困』岩波新書。 9月「リーマンショック」。世界金融危機の急速な進行。 「年越し派遣村」設置。日比谷公園から厚生省講堂で。
2009年		「障害者自立支援法」改正。利用者負担は応益負担を応能負担に。 第4次「介護保険事業計画」スタート。基準保険料は4,160円。 10月、日本政府が初めて、「相対的貧困率」を公表した（OECD基準）。平成19年「国民生活基礎調査」（詳細調査）の数字。国民の相対的貧困率は16.0%、子どもの貧困率は15.7%だった。7人に一人は貧困。アメリカ、スペイン、イタリアについて4番目に高い。
	9月16日	連立鳩山由紀夫内閣。
2010年		1月に内閣府に「障がい者制度改革推進会議」を設置。委員の過半数が障害当事者。 4月1日から「児童手当」を「子ども手当」に改正。中学生までの子どもに月1万3千円。ただし、1年間の臨時措置。所得制限なし。
	6月8日	菅直人内閣。
2011年	3月11日	東日本大震災。大津波。東電福島第一発電所1-3号機メルトダウン。
	3月31日	「子ども手当」を「児童手当」に変える。所得制限を入れる（960万円）。2012年6月から。 「介護保険法改正」。地域包括ケアシステムの推進。24時間対応型の定期巡回サービス。 「障害者虐待防止法」成立。議員立法。通報義務の規定。市町村に障害者虐待防止センターを置く。 「改正障害者基本法」成立。発達障害を規定。統合教育の推進。
	9月2日	野田内閣成立。
2012年	4月1日	第5期「介護保険事業計画」施行。第一号被保険者の基準保険料は4,972円。 「障害者総合支援法」成立。施行は13年4月。自立支援法の名を改める。対象に難病と発達障害を加える。利用者負担については上限額を3万7千円に。 「子ども子育て支援法」成立。幼保一元化への一步。認定こども園など。 6月民主党、自民党、公明党による「税と社会保障の一体改革に関する3党合意」。8月の参議院で消費税法（8%から10%への増税）、子ども子育て支援法、年金法、社会保障制度改革国民会議設置、地方税法・地方交付税法改正。 「社会保障制度改革推進法」成立。「社会保障制度改革国民会議」設置。座長は清家清。
	12月26日	安倍晋三内閣（第二次）成立。
2013年	5月1日	「生活困窮者自立支援法」成立。施行は15年4月。自立相談事業と住宅確保給付事業は必須。国庫負担金7割。就労準備支援事業と就労支援事業（いわゆる中間就労）などは任意事業（国庫補助金5割）。 「障害者差別解消法」成立。国の行政機関や地方公共団体、民間事業者による「障害による差別」を禁止。差別的取り扱いの禁止。例：町中の段差。入店拒否。文字だけの広報。合理的配慮の不提供の禁止。例：車椅子での乗車の介助。勤務時間の調整。バリアフリー環境の提供。統合教育の実現。 「障害者の雇用の促進等に関する法律」改正。「障害者の権利に関する条約」批准に向けた対応。1、障害者に対する差別取り扱いの禁止。2、合理的配慮の提供義務。事業主に障害者が職場で働くにあたっての支障を改善する措置を講ずることを義務付ける。法定雇用率に精神障害者を加える。 「社会保障制度改革国民会議」報告。「全世代対応型社会保障」への転換を提起。認定こども園の普及促進。小学校と放課後児童クラブとの連携。地域包括支援センターと地域医師会との連携。地域包括ケアのシステム作りを推進。介護予防給付について地域支援事業に段階的に移行。特養の利用者を中重度に重点化。一定以上の所得の利用者の負担引き上げ。
	8月1日	
2014年		1月に「障害者権利条約」の批准書を国連事務総長に寄託。2月19日に日本について発効。 「社会保障制度改革推進本部」を設置。 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律」成立。 「医療法」関係。病床機能報告制度、在宅医療の推進、病院・有床診療所等の連携。地域医療センターの機能の位置づけ。 「介護保険法」関係。介護予防事業の地域支援事業への段階的移行。特養利用者の中重度者への重点化。一定以上の所得者の利用者負担を2割へ。地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実。
	8月1日	「子ども子育て大綱」決定。運用始まる。
2015年	4月1日	第6期介護保険事業計画始動。第一号被保険者の全国平均保険料は5,514円。
2017年	10月1日	自民党は衆議院選挙の公約で消費税率10%引き上げの財源で、「全世代型社会保障への転換」を目指すと宣言。3歳から5歳までの子どもの幼稚園、保育園の利用料の無償化を掲げる。
2018年		「骨太方針2018」で幼児教育・保育の無償化の実施を掲げる。 4月第7期介護保険事業計画始動。65才以上の第一号被保険者の基準保険料の平均は5,869円。
2019年	5月10日	「幼児教育・保育無償化」を盛り込んだ「子ども子育て支援法」改正法が成立。10月から施行というあわただしさ。

講師紹介

さわ い まさる
澤井 勝

奈良女子大学名誉教授

専攻：地方財政論、地方自治論、生活福祉論

＜略歴＞ 1942年2月、東京都大田区蒲田生まれ。東京大学大学院経済学研究科博士課程を終了後、1973年～1993年まで、地方自治総合研究所の研究員として活躍。その後、北九州大学法学部教授（公共政策論）、奈良女子大学生生活環境学部教授（生活福祉論）として、教鞭を執る。2005年3月、奈良女子大学を停年で退官。

＜主な著書＞ 『現代の地方財政』（共著）有斐閣、1992年、『市場・公共・人間』（共著）第一書林、1992年、『変動期の地方財政』敬文堂、1993年など。

市長インタビュー

石井宏子 君津市長に聞く

日 時 2019年11月19日(火) 16:00～17:20

場 所 千葉県教育会館

聞き手 高橋 秀雄 千葉県地方自治研究センター 副理事長

椎名 衛 千葉県地方自治研究センター 副理事長



君津市紹介

君津市は千葉県南部に位置し、東京都市圏に属する工業都市。総人口82,548人（2019年10月1日推計）面積318.18km²。財政力指数は高く、粗鋼生産量全国2位の日本製鉄君津製鉄所がある。市域は広く、市原市に次いで県内2位。鹿野山は南房総国定公園に指定されている。市制施行は1971年（昭和46年）で間もなく市制施行50周年を迎えようとしている。

■台風被害の状況

（自治研センター） 本日は大変な台風災害の復旧復興でお忙しいところ、千葉県地方自治研究センターの市長インタビューにお時間を作っていただき、誠にありがとうございます。本来であれば今抱えている行政課題を中心に伺いたかったのですが、2019年9月の台風15号で大きな被害が発生しましたので、今日は特に現在取り組んでおられる「台風災害の問題」と、加えて「女性市長」として、どのように市政に取り組んでおられるか、といった点を中心にお話を伺いたいこうと思っております。よろしくをお願いします。それでは台風災害についてお伺いします。

（石井市長） 被害の状況ですが、人的被害から申し上げますと台風15号での負傷者は7名です。トラックが横転したとか、ガラスによる負傷や台風通過中の屋根からの転落事故によるものです。幸いなことに亡くなった方はございません。台風19号、21号での人的被害はゼロです。これは職員が非常に頑張って減災に努めた成果だと思っております。次に建物の被害ですが、全壊が13件、大

規模半壊18件、それから半壊が103件、一部損壊が3,314件で、これは11月13日時点での罹災証明書の発行件数に基づくものです。これは時間の経過にともなって増えていくものだと思います。これ以外にも事務所や商店ですとか、そういった被害はこの中にはカウントされていませんが、事業所の被害も深刻でした。それから農業被害ですね。パイプハウスなどの農業施設の被害もひどい状況です。農林業の被害は、15号、19号、21号を合わせて28億円にも上ります。それから、市の施設の被害が184施設。さらに文化財の被害が14件。関東最古の寺院と伝えられる鹿野山神野寺では、国指定の表門が倒壊しています。他にも国登録1件、県指定7件、市指定5件に被害がありました。道路、河川関係被害ですが、台風15号で倒木等々によるものが776件。通行止めも国道2路線、県道8路線、市道19路線、道路の崩壊などがありました。最も深刻だったのは停電と断水です。停電が3万7,700件。断水が1万3千件ありました。

（自治研センター） 停電の期間ですけれども、最大でどのくらいだったのでしょうか。

（石井市長） 最大で15日間です。

(自治研センター) 断水の期間はどうか。

(石井市長) 16日間ですね。

(自治研センター) それぞれ15日間、16日間という、だいぶ長い期間、ライフラインが止まったわけですから大変でしたね。

(石井市長) 大変でした。特に山間部で断水が長く続きました。深刻でした。

(自治研センター) 災害対策本部はつくられたんですか。

(石井市長) 台風15号上陸当日の9月9日の朝方(午前3時47分)に設置し、全員参加できるようになったところで1回目の災害対策本部会議を開いております。その日は三回開催しました。

(自治研センター) 十分に準備をしていたように思われますが、それでも大変な被害が出てしまった。しかも、それが想定外の大きさで、さらには長期化してしまった。2か月たった今の復旧復興の状況と災害時に特に問題となったことやお困りになったことなどをお聞かせください。

(石井市長) やはり停電と断水が非常に深刻でした。停電について申し上げますと、当初、9月10日までに解消するというお話でした。送電線の鉄塔が倒壊しておりまして、その復旧が9月10日で終わると考えてましたので、まさかこんなに時間がかかるとは思いませんでした。初めから長引くということが分かっていたら、その後の対応も違っていただろうと思っています。台風の被害があると今まで停電は一日二日で復旧していました。今回は東電(東京電力)の鉄塔が倒壊しましたが、別のルートで線をつないでいくので大丈夫だということを聞いていました。

(自治研センター) そのような情報をどのように入手されたのですか。



倒壊した関東最古の寺院の鹿野山神野寺の表門

■県・東電から情報の遅れが課題に

(石井市長) 東電と県からです。職員に東電の支所まで話を聞きに行かせました。直接に顔を見て、話をして、「停電は9月10日のうちに回復する」という回答でした。それがいつになっても復旧しませんでした。

発災当初は気温が高かったので、エアコンをきかせるために電源車の手配をお願いしましたが、電源車が到着したのは、翌日の9月10日でした。ところが、電源車が到着しても、すぐに電気が供給された訳ではありませんでした。電源車に電柱から配線して接続させていくのですが、接続をされる方と電源車の方は担当が別々で、両者が揃わないとその作業ができませんでした。朝から電源車の方が来ていたのですが、お二人が揃わないので電気が供給できなかったのです。

(自治研センター) 電源車は県が所有しているのですか。

(石井市長) 電力事業者が所有している電源車を、経産省と事業者とで、優先順位をつけて各地域に振り分けていくのですが、そのことが分かかっていませんでした。ようやく電源車1台が到着し

て、市役所の隣りにある生涯学習交流センターに特別避難所を設置しました。

（自治研センター） 福祉避難所を設置されたのではなかったのですか。

（石井市長） 福祉避難所は一般の避難所を設置して、そこから障害のある方や健康に不安のある方を移していくことになるんですが、今回の場合、避難所へ避難する方が少数でした。

（自治研センター） それは市の情報が伝わっていなかったのでしょうか。

（石井市長） そうではありません。ご自身の判断です。そうはいっても、このままでは重大な事態を招く恐れがありましたので、特別避難所を設置しました。乳幼児をかかえる家族の方や、医療機器を利用している健康に不安のある方、ご病気の方等に、エアコンのある場所へ避難していただくという趣旨で、特別避難所という名前にしました。いい環境を用意できたと思っています。

（自治研センター） 特別避難所というのは君津市の防災マニュアルにあるのですか。

（石井市長） いえ、ありません。これは急遽、用意したものです。

（自治研センター） それを設置した理由は何だったんですか。

（石井市長） 熱中症対策です。風水害に対するマニュアルはありましたが、長期の停電に対するマニュアルがありませんでした。台風15号で被災した9月9日からしばらくは、残暑の厳しい日が続いていましたので、高温対策として急遽、決めさせていただきました。

（自治研センター） 台風15号の被災から約二か月が経過しましたが、今現在の状況についてお話をください。



千葉県南部地域では強風で数多くの電柱が倒壊した

■現在は日常を取り戻しつつある

（石井市長） そうですね。市民の皆様も、だいぶ日常を取り戻しています。11月18日、災害対策本部を閉鎖しました。その後、災害復興復旧プロジェクトを立ち上げて、生活支援、災害ゴミの処理等に関して、いくつかの班を作りました。そのプロジェクトを動かしていくというやり方で、復旧のフェーズが変わってきています。被災された方への支援も、一部損壊の支援メニューがかなり変わってきました。例えば、基本が30万円のところへ県が20万円上乗せして50万円支出するようなスキームを作ってきました。スキームは災害救助法で支援できる部分と防災交付金で支援できる部分の二本立てになっていますので、これを被災された皆さんにお知らせして活用していただくために、被災者支援相談窓口を市役所の中に設置して進めています。

（自治研センター） 災害復旧にどの程度の予算がかかるか教えてください。

（石井市長） 11月18日時点で14億円ほど予算措置しています。この費用には、国・県費が含まれますが、市の持ち出し分もあります。用途は、道路などの復旧費のほか、全壊、半壊、一部損壊住宅への支援も含まれます。

支援を必要とされる方の便宜を図るために、手続きをワンストップで、かつ、ワンスオンリーにしようと考えています。何回も足を運んでいただくのは大変なので、罹災証明を発行された方々には11月25日に支援のメニューや手続きに必要な見積書などの必要書類を示した文書をお送りする手はずをとっています。それによって、一度で全ての手続きが終わるようにしようというのです。厚生課と建設部の職員による相談窓口で住宅相談から生活相談まで全て一括して受け付ける体制を作っております。

被災者支援のスキームは、国や県が決定し、それをマスコミが報道するのですが、現場の職員は事前に何も知らされていません。そこで、市民の皆さんからの問い合わせがあっても答えられません。職員は苦勞したと思います。要綱もできていないのですから、スキームがわかりません。なのに問い合わせがきます。県に「マスコミへ発表する前に教えてください」とお願いしたのですが、なかなかそうならなくて、職員も困っています。それでも、君津において非常にスムーズに運べたのは、熊本市、岡山県総社市、そして、私たちが以前から協定を結んでいる長野県飯田市等から、危機管理に精通した職員を派遣していただいたおかげと感謝しています。例えば、罹災証明の発行など、とても丁寧に教えていただいたわけです。段取りを一緒になってやっていただきました。

(自治研センター) そうしますと、他の自治体から応援があったんですね。

(石井市長) 今回の災害では、全国市長会を通じて職員を派遣していただきました。災害復旧の最中に、君津市議会議員選挙が行われました。選挙の投票を延期するという方法もあり得ましたが、告示が1週間後にせまる土壇場の状況の中で、選挙管理委員長の判断で予定どおり市議会議員選挙を執行しました。この選挙にかかわる応援、断水に対する応援、災害対策本部の支援、ここには県内外から来ていただきました。特に、東京都から



石井宏子市長

は延べで三百人入っていただきました。

(自治研センター) ボランティアはどうですか。

(石井市長) ここは災害アドバイザーの国崎先生（編注：国崎信江氏—危機管理教育研究所代表）にも加わっていただいて、ボランティアセンターを立ち上げまして、11月12日までに延べ2,132人の方が参加していただきました。最後まで残ってくださった方は発災後、すぐに九州から来てくださって、屋根のブルーシート張りのプロの方ですが、二か月間、力になっていただきました。

また、断水の対応にも苦慮しました。2019年4月から君津、木更津、富津、袖ヶ浦4市で「かずさ水道広域連合企業団」を立ち上げました。広域の事業団（企業長は木更津市長）となり、立ち上げたばかりの段階で、災害マニュアルを作らなければならないと考えていた矢先に、災害が発生しましたので、この対応が非常に難しかったのです。

(自治研センター) 就任早々、大変なことになってご苦勞されたことが良く分かりました。

(石井市長) 職員の頑張りには、本当に感謝し

ています。また、消防団や自治会など、地域の方々、民生委員の皆さんのお力によって、なんとか乗り切ることができました。それにしても停電で市の情報が市民に伝わらない。どうやって、市民にお知らせするか、これが一番苦しかったことです。防災無線のバッテリーが72時間しかもたないと聞いた時には、全身の血の気が引いてしまいました。それからは消防団のみなさんにもご協力いただき、広報車や消防車で情報の周知に努めました。

■君津市のセールスポイントは

（自治研センター） では、災害の話は終わらせていただきまして、君津市のセールスポイントについて、お話を伺いたいと思います。

（石井市長） 第一に、水と緑が豊かだということです。また、日本製鉄君津製鉄所等の企業がありますので、地方交付税の不交付団体となっていますが、余力のない状態になりつつあります。行財政改革を進めていかななくてはなりません。また、君津は人と人のつながり・コミュニティがあり、自ら活動する市民の力が市政の大きな支えになっていると感じています。

（自治研センター） 地域おこしについてはいか

がですか。

（石井市長） 農業を切り口に交流人口の増加を図っていくことはできないかと考えています。例えば、君津市を流れる小糸川流域で守り育てられてきた大豆に「小糸在来[®]」があります。一時期、栽培が減り、幻の大豆になっていましたが、その「芳醇な香りと豊かなうまみ」を多くの方々に直接お届けしたいと、オーナー制度に取り組んでいます。秋の枝豆収穫祭には東京、神奈川から大勢の方にお越しいただいております。

（自治研センター） まちづくりについて、伺います。

（石井市長） 人口がだいたい月に百人、毎年約千人減少しています。これを抑制していかなければならないと思っています。

J R 君津駅が発駅であること、高速バスで東京まで1時間で通勤できますので、君津市に住みたいと思っている方は大勢います。しかし、住宅地域に空きが無く、どのように住宅地を確保していくかが課題です。君津から市外に移っていくのをなんとか食い止めたいと考えています。

それとあわせて、住まいや子育て支援をパッケージ化して次期総合計画や「まち・ひと・しごと創生」総合戦略にしっかり位置づけをしていこう

と思っています。社会全体で子供たちを育てる。お母さん、お父さんにだけ子育てを任せるのではなくて、みんなが子育てにかかわるというような方向性を創れないかと考えています。

2021年は市制施行50周年の節目の年です。これを良い契機として、これからの君津の未来のあり方について、市民の皆様とともに考え、議論を深めていきたいと考えております。



インタビューする椎名副理事長（左）と高橋副理事長（右）

(自治研センター) いろいろなところで、企業が撤退しています。企業城下町として、その辺の心配はありませんか。

(石井市長) 実は来年4月、日本製鉄の君津、釜石、鹿島、直江津の製鉄所が統合され、東日本製鉄所になるそうですが、それで、君津から撤退するという事にはならないと思っています。

■女性市長としての取り組みは

(自治研センター) 女性市長という立場でのお困りのことやこんなことやりたいということは。

(石井市長) 意思決定の場に女性が少なく、現在、女性の部長が一人おりますが、今年度で定年となります。管理職になる年齢になると辞めてしまう女性職員もいます。急に管理職に登用しようとしても難しいので、そのためにステップを踏んでいけるようにしなければなりません。そのステップの設け方について庁内の合意形成を図りたいと思っています。

(自治研センター) 4年の任期の間にこれだけはやっておきたいということは。

(石井市長) 今、一番に思うのは災害に強いまちにしなければならないということです。それと合わせて老朽化が進む公共施設を何とかしなければなりません。人口減少が進む中で、まち全体が停滞していつかは困りますので、地域に拠点を定めて核づくりを進めていこうと思っています。住宅地をリノベーションしながら、君津インターチェンジ周辺をなんとかしたい。子育て支援に力を注ぎ、君津市「まち・ひと・しごと創生」総合戦略として、社会全体で子供たちを育てるまちづくりをしたいと考えています。

私は、今回の災害を教訓に、災害に強いまちづくりと、人口減少に対応するため、これまでの総合計画をしっかりと見直していこうと思っています。この考えには議会も賛成です。今の総合計画が時代の変化、人口の減少に追いついていけないので

すから。新しい総合計画は人口減少社会に対応するものでなければなりません。この間、人口の基礎的データを見ていますと、2040年の人口構造の一番のボリュームゾーンは90歳代の女性なんです。この図を見たときは驚きました。人口減少を前提にした総合計画をつくるのは、初めてのことです。『総合計画』と『予算』と『経営改革』の3つを中心に回していこうと考えています。

(自治研センター) 市長は人口が増えて欲しいとは思わないのでしょうか。

(石井市長) それは増やしたいですよ。しかし、社会構造上難しいと思います。若い女性が少ないのです。人口減少は7万人くらいで押さえたいと思っているのですが。人口減でも持続的に発展していくことができるまちをつくりたいですね。

(自治研センター) 観光についてはいかがですか。

(石井市長) 君津市は、東西方向に奥の深い市域を有しています。関東一遅い紅葉の亀山湖。その手前に最近SNSで一躍有名になった濃溝（のうみぞ）の滝がありまして、亀岩の洞窟（ハート形の洞窟）を目当てにたくさん人が訪れました。

カラーというお花をご存知ですか。ウエディングによくご利用いただいておりますが、JA（農協）と連携して「カラーの里」を開設し、ここに人を呼び込もうということで企画を始めたところです。久留里地域には平成の名水百選に選ばれたわき水と、それを利用した酒蔵が六つあります。さきほどの小糸在来の枝豆。イチゴもおいしいですよ。

(自治研センター) かなり時間が経過しました。このへんでインタビューを終わらせていただきたいと思います。

(石井市長) ありがとうございます。

(自治研センター) これからのご活躍を期待しております。

大洪水の世紀

—令和元年台風15、19号及び 10月25日の大雨に寄せて—

都市プランナー 前衆議院議員 **若井 康彦**



はじめに

昨年秋、千葉県は大型台風に波状的に襲われ(副題は千葉県における名称)、暴風と豪雨によって大きな被害を被った。近年の地球温暖化による異常気象が言われるが、ともかくも災害にまつわる令和の時代の幕開けである。千葉県といえばこれまで、おだやかで温暖な自然災害の少ない地域のように思われてきたが、最早そのような先入観は捨てるべき時である。

ところで、天災は半ば人災であるとも言える。ひとの営みがなければ災害もない。ひとの暮らしや環境のあり方にしがたい、災害の様相も変わってきた。これからも時代の変化に伴って変わるだろう。今回の経験に基づいて、これからも災害からいかにしてひとと地域を守れるか、その教訓を得ることが求められている。以下、その要点についてふりたい。

1. 超大型連鎖台風による被災2019

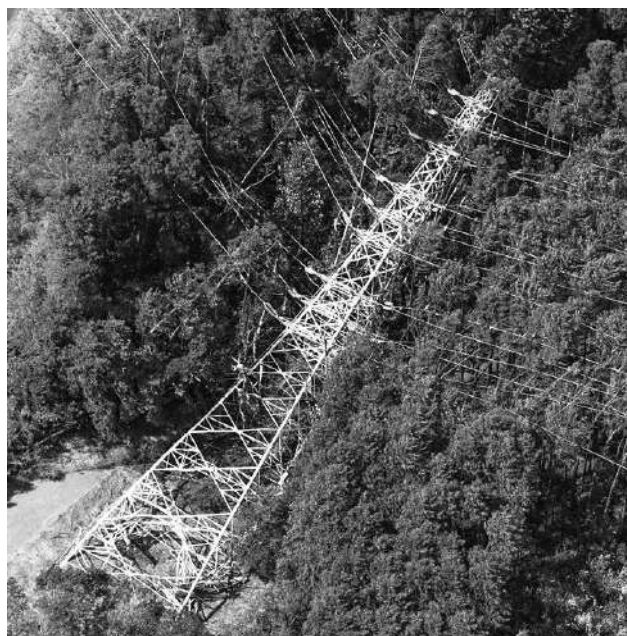
昨年9月9日午前5時、台風15号が千葉県に上陸、速いスピードで県域を南北に縦断した。千葉市中央区では実に風速57.5mを記録、竜巻が発生したことも推測され、多数の家屋、施設、インフラ、農地、森林等に甚大な暴風被害を出した。送配電施設に甚大な被害が及び、一時、県内57万戸が停電、かなりの部分で長期的な大停電が続き、暮らしと経済に大きな影響を及ぼしたことなど未

だ生々しい記憶である。

復旧ままならぬ10月12日、今度は強風域600kmに及ぶ超巨大台風19号が襲来、巨大ゲリラ豪雨により県各地に豪雨水害をもたらした。さらに25日には台風21号の余波で集中豪雨が重ねて水害をもたらした、被災地に追い討ちをかける結果となった。台風15号は風速57mに達する暴風と竜巻発生を伴う風台風、台風19号、さらに台風21号は線状降水帯を伴い、ゲリラ・集中豪雨をもたらす雨台風であった。まさに未曾有の超大型連鎖台風の襲来に、復旧の余地もなく瞬く間に被害は拡大、かつ連鎖して広範かつ長期に及んだのである。

今回の被災の特徴は、連続台風がもたらした暴風と集中豪雨により、ほぼ県下全域に波状的に風

図表1 倒れた高圧鉄塔



害と水害が生じる複合被災となったことである。この結果、対応は拡散し、それが復旧を遅らせ、難しくしている現状である。

2. 千葉県の洪水の歴史と今後の見通し

千葉県は広義の島である。三方を海で囲まれ、北西は利根川・江戸川で外と隔てられている。文字通り、周囲を水で囲まれた島である。この水の多様な恵みの歴史を積み重ねる中で、おだやかな環境と温暖な気候、自然災害の少ない房総のイメージを育んできた。

だがそれとは裏腹に、時に同じ水から少なからず大きな災いを被ってきた歴史がある。今回と同じように、洪水は嵐と共にやってくる。かつて利根川流域は上流からの水害常襲地帯であった。利根川の治水は千葉県に止まらず、江戸時代以来の国家的課題であった。また、東京湾地域はかつて大規模な高潮に襲われている。さらに房総半島の地域では何度も養老川などの氾濫に悩まされてきた。千葉県は洪水の島でもあった。詳しくみてみよう。

(1) 利根川・江戸川流域 ―洪水常襲地帯

県北部、利根川中下流地域は、東遷により河川付け替えの行われた江戸時代以降、穀倉地帯であったが、大雨のたびに氾濫に見舞われる洪水常襲地域となった。明治末期より大がかりな改修が進められてきたが、昭和22年カスリーン台風の記録的豪雨では堤防が決壊、洪水は葛飾区や江戸川区にまで及び、千葉県では柏市で堤防が決壊し、洪水に襲われた。

(2) 東京湾沿岸地域 ―高潮被害、外房地域―津波

海岸地域は海から高潮、津波の大洪水の経験を有するが、詳しくは別の機会に譲る。

(3) 房総半島地域 ―養老川、夷隅川、小櫃川、一宮川の氾濫

利根川、江戸川だけではない。今回、被害の集中した房総半島には養老川、夷隅川、小櫃川、一宮川などの河川がある。これらの河川は房総半島の地質、地形を反映して谷が深く、著しく蛇行している。平時は深い谷を流れているが、一旦、許容流量を越えれば屈曲部で氾濫して、いたるところで水害を引き起こしてきた。ショートカットやトンネルによるバイパス化を図ってきたが、氾濫ゾーンを下流化する結果となっている。

茂原市等における今回の水害は、これら河川の氾濫によるところが大きい。

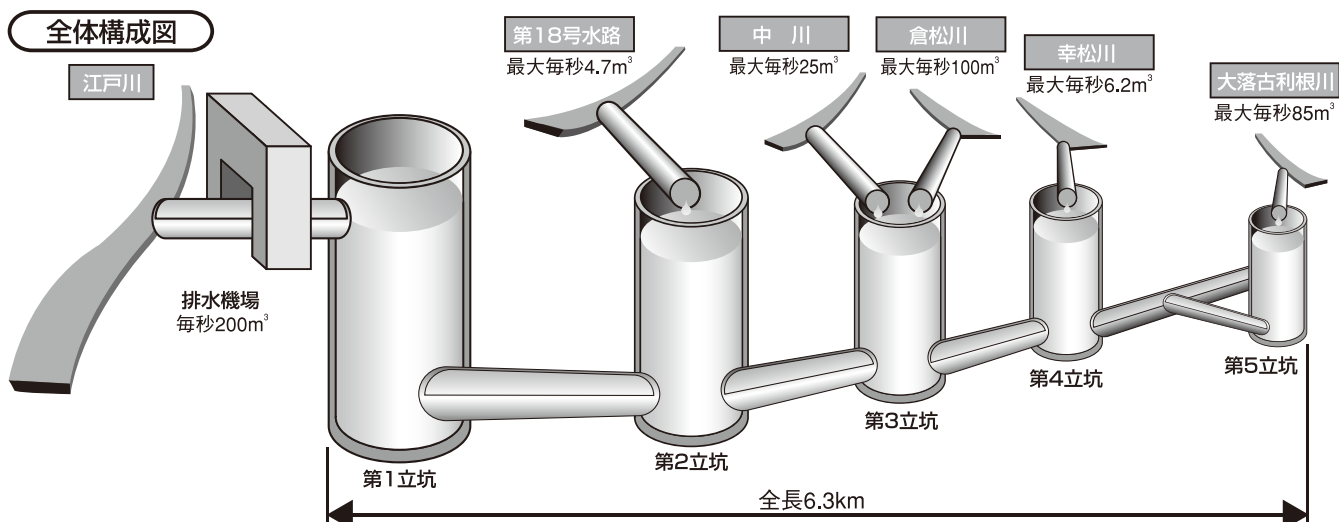
(4) 内水地域 ―都市型洪水

近年の特徴的な水害は、いわゆる河川のない、市街地における都市型水害である。建物の屋根や道路舗装で地下浸透、滞留できなくなった(流

図表2 首都圏外郭放水路（調圧水槽）



図表3 首都圏外郭放水路の全体構成図



出係数の高まり）雨水は満水の河川に排出できず、行き場を失い溢れて、その場で浸水が起こす。今回、房総半島内陸地域では河川氾濫とあいまって浸水が増幅し、大水害となった。

千葉県では利根川大堤防や高滝ダムなど、いわゆる河川整備が進められてきたが、今般の台風水害はそのレベルを遥かに超える洪水をもたらした。今回、被災地を歩いてみると、半島内部では丘陵を開削した住宅地や、山間の山砂採取の跡や荒れた放置林が目立つ。市街地では保水力のある地表処理を、農地・山林ではその保全に努め、県土空間全体の遊水機能を高めることが求められる。

3. 今後、考慮すべき時代的要因

(1) 高齢化、人口集積

今日、急速に進んでいる人口の高齢化は、ひと度発生する災害を拡大、増幅し、深刻化する大きな要因である。高齢世代にとっては災害対応への適応力、持久力は落ちる。行動の制約は大きく、避難行動はより困難を増す。また、被災後の避難生活、復旧対応への余力も落ちてくる。今回の洪水においても、高齢者が家屋修理で転落死したり、避難できずに自宅で溺死（福島県、13／23人）したケースが目立った。

千葉県の人口集積は過去50年ほどの短い期間に急激に形成された。今後、急速に高齢化の程度が高まるに連れ、脆弱性、危険性は全体的に増幅するだろう。

高齢層対応の避難システムを整備し、救援、避難、そして復旧のシームレスな対応策を整えること、同時に日頃から災害に備える自助・共助の体制を整えていくことが課題である。

(2) 高密市街地、社会資本ストックの老朽化

高度成長期、30年ほどの短期間に、千葉県の総人口は200万人から600万人へと急増した。多くが新たに形成された市街地で暮らしている。これらの市街地は急速な市街化の中でともすると量の確保が質の向上に勝り、不十分なインフラと安全環境に少なからず問題を残している。今回の水害における浸水地域は低湿地を埋め立てた宅地開発が少なくない。また、その住宅ストックは同じペースで老朽化が進み、安全性と強度の劣化が進んでいる。

さらに、これらを支える社会資本ストックの老朽化が進んでいることも、災害に対する耐久力を弱める大きな要因となるだろう。短期間に集中的かつ大量に整備された道路、河川、エネルギー等のライフライン、給水場、焼却場、処理場等のプラントは、時間の経過と共に老朽化

し、脆弱性を増している。すでに更新すべき時期にあるが、膨大なボリュームのストックを集中的かつ短期間に更新することは難しく、いきおい、やむなく放置されたままとなっているものも少なからずある。これらはいわゆるリダンダンシー、回復力が十分でない。

耐災害の視点からコンパクトシティ化を進める等、思い切った集中と選択が求められる。

図表4 壊れたままの被災住宅



(3) 重要インフラ施設

今回の連続台風は、鉄道、道路、航空などの交通系、電気、ガスなどのエネルギー系、上下水道系、通信系など全てのライフラインに甚大な被害を与え、県民の暮らしに大きな影響が及び、特に生活用水の確保等、暮らしの上で切実かつ緊急事態に注目が集まった。

特に、首都圏の最も主要なパワー拠点でもある電力系の被災は深刻である。台風15号で甚大な被害を被ったこの電力系についてみてみよう。今回、発電施設の被災は火力の一部及びメガソーラーに限られ、変電所への浸水被害が生じたものの軽微に止まった。一方、これらを結ぶ配電線網に短時間に広範囲の事故が発生、その結果、大規模かつ長期にわたる停電という事態が生じた。千葉エリアで66kV鉄塔2基が倒壊、電線切断等により送電設備が損なわれた。配電設備についても約2,000本の電柱が折れたり倒れたりし、断線は5,000個所以上、その結果、停電は最大934,900軒に及んだ。

高圧鉄塔についてみると、その多くは山中にある。台風被災による倒木や土砂崩れによりア

クセス困難で、被害把握ができない。さらに修理要員や機材に限られ、早急な対応は難しい。電力供給ができなければ、いずれはプラントにも深刻な影響が及び、システム全体が機能不全に陥ることは福島の実験からも明らかである。

被害状況の確認にドローンを導入するなどシステムの高度化・合理化が必要だが、ひとの手が欠かせぬ部分はなくなる。耐災力を確保するには総量をコンパクト化し、バイパス化し集約する他ない。

一方、エネファームの普及等、分散化、分節化し、末端が個別に生き延びる方策も進めるべきだろう。またこれは他のインフラ系も同じである。

4. 総合的な対策、体制の整備が急務

ひとたび災害の生じたあかつきには、まず被災者の救急・救援、そこからの復旧が緊急の課題である。問題は、一番の要諦はそのスピードにあるということだ。時を失えばひとつの被災が広域化し波及して、事態をより深刻化する。シームレスな救急救援、そして速やかな復旧への流れが被災の程度を最小化する。改めて、天災は半分が人災

である所以である。

今回の経緯からいくつかの問題が明らかになった。最重要は防災体制の問題である。

広域災害において最前線を守るのは市町村の役割である。しかし、広域被災に対してはさらに県警、消防、場合によっては自衛隊の力も借りねばならない。これらを束ねた一元的、かつ迅速な対処が求められる。チャンネルとなるべき県はその役割を果たし得たのか。複数のダムへの貯留及び放流による河川流量管理は円滑に行われたのか。初動対応において要となるべき知事の不在は問題外として、迅速に災害対策本部を設置し、防災センターとしての機能を果たすことができたのか。甚だ心許ない限りである。

逼迫した圧倒的な生活用水不足にバランスよく対応できたのか。膨大な災害廃棄物の広域処理や多数の被災住宅修理の物資調達に対応できたのか、省みて考えなければならない。

人的支援の遅れ、情報伝達の不徹底、防災無線が一時不通になるなど、事態の深刻化は体制の不備によるところが大きい。復旧対策を加速する上で政府による激甚災害指定が重要だが、そのために20日を要した。地元千葉県の対応の遅れによるところが大きいだろう。

これを機に、様々な被災想定に基づくしっかりとしたマニュアルを整備し、関係機関、関連組織を有効に束ねた防災組織・防災体制を早急に整えることが望まれる。天災はいつ来るか予測できない。もはや一刻の猶予も許されない、備えあれば憂い無し、である。

おわりに

今回の連鎖台風の被災とその波及の実態から分かることは、巨大災害は想像を超えて複合化し、連鎖し、長期化するということである。また、時代とともに変貌を遂げるひとと社会の状況が、思いもよらぬ弱点を呈することになることも明らかになった。

今回のような台風による被災に限らない。危惧される首都直下地震においては千葉県では大きな被害が出るだろう。かつて江戸時代には元禄大地震（1703）で、大津波に襲われた九十九里地域では数千人の犠牲者が出た経験もある。先般の東日本大震災（2011）においては飯岡に津波が襲来、多くの家屋が壊され、漁船が流された。16名の犠牲者を出したことも記憶に新しい。このことを忘れてはならない。

われわれはこの東日本大震災等から多くの教訓を得たはずである。しかし今回、それにしては備えがあまりにも不十分と言わざるを得ない実態がさらけ出された。この経験を生かし、教訓としつつ、いつ襲ってきてもおかしくない巨大災害にいかにか立ち向かうべきか、改めて真剣に取り組むべき時である。

今回の台風災害は一回限りの例外的なケースではありえない。この経験を通して明らかになったのは、想像を絶する自然災害がいつ起きてもおかしくないということだ。地球温暖化による気候変動の影響なのか、確たる因果関係は明らかではないが、少なくともわが国を取り囲む気候環境が荒々しさを増し、巨大な風水害の危機に迫られている。そのことを今や誰もが実感しているだろう。そのことを前提として、今後の方策について考えていきたい。

若井 康彦 プロフィール

1946年、千葉県佐倉市生まれ。1969年、東京大学工学部卒業。(株)日本設計に入社後は、新宿新都心計画、江東防災再開発事業や、返還前の沖縄県で那覇新都心計画などに携わる。退社後の1976年、(株)地域計画研究所を設立。都市プランナーとして各地のまちづくりや過疎化対策に取り組む。1996年、財団法人阿蘇地域振興デザインセンターの事務局長に就任。衆議院議員（3期）、国土交通大臣政務官（野田第3次改造内閣）を歴任。

課題山積 台風・大雨に対する千葉県の対応

千葉県議会議員 網中 肇



本県は令和元年9月から10月にかけて台風や大雨による大きな被害を受けました。9月9日には台風15号、10月12日には台風19号、10月25日には大雨によって人的・物的な被害を受け、それらを合計すると人的被害は死者12人、重軽傷者112人、住家被害は全壊339棟、半壊3,706棟、一部損壊61,493棟、床上・床下浸水2,894棟にも上っています（同11月28日現在）。また、農林水産業及び観光業などにも大きな被害がもたらされました。被災されました皆様に改めましてお見舞いを申し上げます。

近年では東日本大震災と比肩する極めて甚大な被害であり、県民が一丸となってこの事態に対処し、これを乗り越え、一日も早く安心して暮らすことができる環境を取り戻す必要があります。以

下、主に台風第15号への県の対応を取り上げ、その課題を検討します。

1. 災害対応体制の課題

台風15号への対応では、県が災害警戒体制を配備しなかったこと、災害対策本部の設置が遅かったことなど、数多くの課題を残しました。

(1) 「災害警戒体制」取らず！

地域防災計画では、風水害に対して災害対策本部設置前の体制として3つの体制を規定しています（図表1）。

今回のケースでは、9月8日午後12時58分に気象庁から気象警報が発出されたため、情報収

図表1 千葉県地域防災計画における災害対策本部設置前・後の体制

体制		関係規程上の条件、要件など		判断	あみなか肇のコメント
本部設置前の体制	情報収集体制	県内で気象警報が出されたとき		【自動配備】	9月8日12:58に暴風警報等が出されたため自動配備された
	災害警戒体制	・県内で特別警報が出されたとき		【自動配備】	特別警報は出なかったため自動配備されず
		・県が台風の暴風域に入ることが見込まれるとき		知事	9月8日11時00分発表の気象予報で、県が暴風県内に入る確率70%～100%とされたにも関わらず配備されずこの時点で災害警戒体制を配備すべきであった
		・その他被害が予想されるとき		知事	配備されず
	応急対策本部	初動体制を確立する必要があるとき		防災部長	設置されず
	災害対策本部	災害救助法適用基準に達する程度の被害の恐れ		知事	9月9日16時30分、翌10日9時15分に本部会議の開催決定設置の判断が遅く、設置を翌10日としたのも危機感が欠如
	職員配備	第1配備	県内の市町村において、災害救助法適用基準に達する程度の被害の恐れ	本庁 1600人 出先 5000人	知事
第2配備		県内の複数の市町村において、～同上～	本庁 2600人 出先 10000人	知事	配備されず
第3配備		県内の多数の市町村において、～同上～	本庁 3700人 出先 19000人	知事	配備されず

集体制が自動配備されました。

しかし、気象特別警報は発出されなかったため、災害警戒体制が自動配備されることはありませんでした。また、9月8日午前11時発表の同日午前9時時点での気象庁の予報では、千葉県が台風の暴風域に入る確率は70～100%とされていましたが、災害警戒体制は配備されませんでした。

その理由の一つとして、防災危機管理部の職員がテレビで放映されていた気象庁の当該予報に係る記者会見を見逃していたことを挙げています。その後、会見の様子は民放を含めて、繰り返し放映されましたが、それを見て防災危機管理部が何らかの対応をとることもありませんでした。防災危機管理部はその理由として危機感の欠如を挙げています。

結局、台風第15号での対応では、災害警戒体制が配備されることはありませんでした。

(2) 「災害対策本部」の設置遅れる！

同様に地域防災計画では、風水害における災害対策本部の設置基準について、「県内の市町村において、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長（知事）が必要と認めたとき」と規定されています。

県は9日16時30分の時点で、翌10日午前9時15分に災害対策本部を設置することを事実上決定しました。つまり、9日夕方の時点で、災害対策本部を設置すべき状況であることを認識していたにも関わらず、設置を翌日に見送ったこととなります。県内市町における災害対策本部を設置した時間帯を見ると、台風15号襲来前あるいは襲来中の9日深夜や未明に設置した市町も多く、県の危機感の無さを指摘せざるを得ません（図表2）。

なお、9日は知事においては終日知事公舎で待機をしており、県庁に登庁していませんでした。

また、地域防災計画では「初動体制を確立するために、防災危機管理部長は、必要に応じて

応急対策本部を設置することができる」と規定されていますが、応急対策本部も設置されることはありませんでした。

そして、令和元年12月16日に開催された県議会・総務防災常任委員会において、県は、災害警戒体制の配備及び応急対策本部の設置について、部長から知事に進言していませんでした。また、担当課内

でその配備・設置についての議論さえしていなかったことを明らかにしました。

(3) 「職員配備」せず！

風水害に対処する災害対策本部が設置された場合、地域防災計画で職員の配備は図表1のように規定されています。

今回のケースでは、災害対策本部が設置されたことで本部は第1配備を敷きましたが、本部以外の各部や出先機関には連絡されなかったため、職員の配備がなされませんでした。

また、本部が第1配備を敷いた場合、本部事務局には、必要な人員体制を定めた「災害対策本部事務局編成表」に従い、他部局からの応援職員が加わることでとされていますが、これを招集することはありませんでした。

これらの対応は、地域防災計画等の定めに従ったものではなく、不適切な対応であったと評価されるものです。

図表2 主な市町等の災害対策本部設置日時

市町村名	設置日時
館山市	8日 13:00
大多喜町	8日 16:00
富津市	8日 16:10
栄町	8日 18:00
鴨川市	9日 02:30
南房総市	9日 02:30
鋸南町	9日 03:00
袖ヶ浦市	9日 03:40
君津市	9日 03:47
習志野市	9日 05:30
市原市	9日 05:30
千葉市	9日 05:37
木更津市	9日 06:00
東庄町	9日 07:00
八街市	9日 08:00
成田市	9日 08:00
多古町	9日 08:10
匝瑳市	9日 09:00
香取市	9日 09:00
印西市	9日 09:30
一宮町	9日 13:30
芝山町	9日 14:45
千葉県	10日 09:15
佐倉市	10日 11:00

2. 情報収集体制・市町村等の支援

県は、市町村に対する情報連絡員（リエゾン）の派遣が大幅に遅れたため、被災状況を適切に把握できず、台風災害に対する初動の遅れの大きな原因の一つとなりました。また、被災地の状況を確認するための情報収集体制が地域防災計画に基づいて適正に敷かれず、大きな課題を残しました。

被災した市町村に対する備蓄物資の支援においても、市町村に寄り添わない県の独善的な対応に、市町村等から改善を求める声が上がりました。

(1) 市町村へのリエゾン派遣、大幅に遅れ！

県は、台風15号通過後の市町村との連絡について、固定電話や携帯電話が繋がらない状況はあったものの、防災電話等によって連絡が取れる状態であると認識していました。

このため、市町村から県に対し被災状況の報告がほとんどないことをもって、台風による被害は軽微であると認識しました。そして、リエゾン派遣は「市町村が被災状況の報告をできなくなった場合」と定められていることから、県は派遣を行いませんでした。この結果、大きな被害を受けた市町村からの情報収集が遅れ、被害の全容や必要な支援物資の把握に時間を要し、あらゆる市町村に対する支援が大幅に遅れてしまいました。

災害対応が専門の東京経済大学名誉教授吉井博明氏によれば、「大災害が起きると、市町村は住民対応に忙殺され、県に対する報告や要請が遅れるのが通例。今回も同様のケースで教訓が生かされていない」、「リエゾン派遣が遅れたのは致命的」とのことで、県の対応を厳しく批判しました。

(2) リエゾンの質にも大きな疑問？

県は、発災から4日目の9月12日ようやくリエゾンを2人、いすみ市に派遣しました。その後は各被災市町村にリエゾンを派遣しました。しかし、派遣されるリエゾンが担当すべき事務

等が記載されたマニュアルが作成されたのは9月15日でした。つまり、当初派遣されたリエゾンは、派遣市町において何をすべきか等について明文での説明がなされておらず、リエゾンとして必要な研修等もほとんど実施されていなかったなど、ほぼ素人のリエゾンだったことが判明しました。

これを裏付けるように、吉井名誉教授は、「自分の役割を分かっていないリエゾンもいたかもしれない」と指摘しています。

平時から、どういう災害体制の時に、誰を、どの市町村に、どういう役割で、リエゾンとして派遣するのか、そのためにどういった研修システムが必要なのか等が全く検討されていなかったことが大きな問題です。

(3) 災害対策本部の「現地派遣班」、設置されず！

災害対策本部が設置されると、総務班・情報班・応急対策班など各種の班も設置されます。その一つとして現地派遣班があり、その役割は直接被災地に赴き、被災の状況等について情報収集を行い、その結果を災害対策本部に連絡するものとされています。市町村役場等に派遣されて情報収集にあたりリエゾンとは役割が異なるものとされています。

しかし、前述のとおり、職員が配備されず各班が編成されることがなかったため、現地派遣班も設置されませんでした。このため、県災害対策本部が独自に被災地の情報収集をすることもありませんでした。

(4) ヘリコプターでの情報収集にも課題

発災当日の9月9日、県警本部航空隊が3回出動し、ヘリコプターテレビ伝送システムによって被災地の映像が県に配信されました。しかし、3回とも、配信時の映像が静止画になってしまうなどの不具合があり、実態として、これらの映像によって県が被災地の状況を正確に把握することはなく、特段の対応が取られることはありませんでした。不具合があったにも関

わらず、何らの対応策も取らずに、漫然と3回も飛行させたことは強く批判されなくてはなりません。

また、国土交通省のヘリコプターが12日に被害状況の収集のために飛来し、これに県職員が同乗した以外は、発災から10日後の19日に県警のヘリコプター及び千葉市消防局のヘリコプターによって情報収集するまで、ヘリコプターを活用しての情報収集はなされませんでした。

県自らが早期に動き、ヘリコプター等を活用して被災地の情報を積極的に収集しようとする姿勢が見られないことが大きな問題です。

(5) 物資の支援にも大きな課題

今回の災害では、県の市町村に対する物資支援にも大きな問題がありました。県の地域防災計画では、市町村が物資の支援要請を行う余力がないと推測される場合、市町村の要請を待たずに物資支援を行う「プッシュ型支援」を行うこととされていますが、県は実施しませんでした。吉井名誉教授によれば、「十分な物資がある場合はプッシュ型支援をすべきだ。『見逃し』よりは『空振り』の方がいい」と指摘してします。

また、それどころか、県南部の市町が、被災した住家の屋根に展張するブルーシートを県に要請したところ、県が協定を締結している運送業者との調整が難航したため、結果として被災した市町の職員が遠方の県備蓄倉庫に取りに行く事態（南房総市から船橋市へ）まで発生しました。

また、県が備蓄している物資について、市町村との情報共有が適切になされていなかったため、県が備蓄していた非常用発電機468台のうち、県警に210台（主に滅灯した信号用）、鋸南町及び神崎町に6台の合計216台を貸し出したものの、半数以上の残り252台は防災倉庫に眠ったままとなり、報道等でも大きく取り上げられました。

(6) 千葉市からの給水要請を、県営水道が断る！

今回の災害対応において、9月9日正午、千葉市からの給水車の派遣要請の打診を、県営水道が断っていたことも明らかになりました。このため、千葉市は、東京都及び川崎市に給水車の派遣を要請、翌日には給水車が派遣され支援活動にあたりました。

なお、東京都及び川崎市から給水車が派遣された後に、千葉市の要請に基づき県営水道は給水車を派遣しました。

また、こうしたことが発覚してから相当期間経過後、県営水道は9月9日に千葉市内のある団地に給水車を派遣していたことを明らかにしました。この情報は千葉市の災害対策本部や区役所等にも連絡されておらず、災害時の混乱を助長しかねない対応です。

県営水道は、給水区域内各市との連携強化、給水車の派遣のあり方等について今後詳細に検討していくことが不可欠です。

3. 知事の行動

今回の一連の災害への森田健作知事の対応について、県議会のみならず、新聞・テレビ・週刊誌等から多数の改善を求める声が上がりました。

(1) 知事の「私的視察」問題！

9月8日午後12時58分、気象庁から気象警報が発出され、県は情報収集体制を配備しました。

こうした状況の中、森田知事は、東京の帝国ホテルで開催された、ウィスコンシン州知事との面談、日本・米国中西部会日米合同常任委員会、同歓迎レセプションに参加しました。

翌、9月9日未明、台風15号が千葉市に上陸しましたが、この日、森田知事は、県庁に登庁しませんでした。このことについてマスコミから理由を問われると「風雨が強く外に出ること自体が危険だった。」と、危機管理課が回答しています。

9月9日の深夜から未明にかけて、特に、千

葉市で最大瞬間風速57.5メートルを観測した午前4時半ごろは、確かに風雨が極めて強く外出は危険な状況でした。しかし、午前10時ごろには風は強かったものの、雨は上がり、昼ごろには台風一過で青空となっていました。

交通機関の影響などで出勤できない県職員もいたものの、多くの職員が出勤し職務の遂行にあたっている中、県庁から数キロにある知事公舎（千葉市中央区都町）に居住し、専用の公用車で送迎される環境の中で「風雨が強く外に出ること自体が危険だった。」ことは、登庁しない理由として正当なものでしょうか。

翌、9月10日午前9時15分、第1回災害対策本部会議が開催されました。その後、午前11時からホテルニューオータニ幕張で開催された首都圏中央連絡自動車道建設促進県民会議総会に出席、その後午後1時15分から午後2時30分ごろまで庁内で各種会議をしました。

そして、会議終了後に知事は「私的視察」に向かいました。なお、「私的視察」を実施した理由等についてはつぎのとおりとなっています。

図表3 台風15号上陸前後の千葉県知事の動静と網中肇の指摘事項

月日	時刻	気象状況及び災害対応	知事動静	あみなか肇の指摘
9月8日(日)	0:00			
	3:00			
	6:00	11:00 気象予報:千葉県が台風の暴風域に入る確率70~100%		この時点で、千葉県が台風の暴風域に入ることがほぼ確実であったため、地域防災計画に基づき、災害警戒体制を配備しておくべきでした。結局、災害警戒体制を敷くことなく、災害対策本部を設置することになってしまいました。
	9:00			
	12:00	12:58 気象警報:暴風雨等		
	15:00		16:00~18:00頃 米国州知事等との会合及び歓迎レセプション 於:帝国ホテル	
	18:00	12:58 情報収集体制【自動配備】		
	21:00			
9月9日(月)	0:00			
	3:00	5:00頃 台風15号 千葉市に上陸		
	6:00			
	9:00			10:00過ぎには風は強かったものの、台風一過で青空に。にも関わらず、知事は「風雨が強く危険だった」ため、終日知事公舎で待機とのこと。理解できません。
	12:00	16:15 翌10日9:15に本部会議を決定	9日は終日 知事公舎で待機	
	15:00			
	18:00	20:00頃 自衛隊派遣要請検討		災害対策本部設置を10日に先送りせず、9日中に設置すべきでした。
	21:00			
9月10日(火)	0:00			
	3:00	4:00 自衛隊派遣要請・災害対策本部設置決定		
	6:00			災害対策本部を設置したものの、他の部や出先機関に連絡しなかったため、定めに従った職員配備ができませんでした。これが、市町村支援の遅れにつながってしまいました。
	9:00	9:00 災害対策本部設置・同会議		
	12:00		11:00~11:35 道路関係会議 於:ニューオータニ幕張	
	15:00		13:15~14:45 政策協議等	
	18:00		14:45~17:00 「私的視察」	災害対策本部設置後に「私的視察」はすべきではありませんでした。
	21:00			
9月11日(水)	0:00			
	3:00		知事公舎	
	6:00			
	9:00		10:00~13:00 オリンピック関係会議・政策協議 於:京成ホテルミラマーレ	
	12:00		13:00~17:00 私用で都内へラジオ収録?	災害対応中に、私用や散髪のため、都内へ行くべきではありませんでした。
	15:00			
	18:00	17:30 第2回災害対策本部会議		
	21:00		知事公舎	9/13 11:00~16:45 都内で散髪

○「私的」な視察にした理由

- 公用車で公的な視察をすると現場の自治体側が「かえって足かせ」になる

○富里方面を視察地を選んだ理由

- 甚大な被害が出た県南部は市町村が対応に追われていたため、比較的被害が少なく県庁から近い場所
- 県東部の状況が気にかかった
- 日没までに停電や断水の状況を視察できる
- 私用車への乗り換えがしやすいところ

この結果、知事は、芝山町の自宅で公用車から私用車に乗り換え、富里市方面を私的に視察したとのことです。なお、視察は3～40分程度で終了し、私用車で17時ごろ知事公舎に戻ったとしています。このような知事の弁明は県民の皆様様の理解を得られるものではないと考えます。

この一連の行動について、吉井名誉教授も「災害対策本部設置後の重大局面だから、本部長として指示を出すのがごく普通のあり方。批判されてしかるべきだ。」と厳しく指摘しました。

(2) 知事の「ラジオ収録?」、「散髪」問題!

週刊誌や新聞報道によれば、知事は、9月11日昼過ぎに、公務ではない芸能活動の一環としてのラジオ収録のため、スタジオに行ったと報道されています。また、9月13日午後には、散髪のため東京都中央区に行きました。

これらの対応に対し、吉井名誉教授は「公務以外の外出は、極めて遺憾」と、厳しく批判しました。

なお、知事においては、9月12日の記者会見において、東京電力に「不眠不休でやってほしい」と発言し、各方面から大きな非難を受けている状況でした。

(3) 知事と防災部局の連絡体制にも大きな課題

一連の災害対応で、防災危機管理部長や災害

対策本部などの災害対応にあたる県の幹部が、直接知事と連絡を取れず、秘書課を経由しないと被災状況を報告したり、それに基づいて指示を受けたりすることができない状況も明らかになりました。

災害対応に関係する報告、連絡、指示などが、秘書課を通してなされていることについて検証委員会委員からは、直接、知事と防災担当部局が連絡をとる必要性が指摘されました。知事と防災担当部局の間の意思疎通が円滑に進まないことに、県の初動体制の遅れの一因もあったと考えられます。

4. しっかりとした検証と教訓を生かす災害対応を!

今回の県の災害対応の問題点について、議会からも多数の指摘がなされました。また、県が設置した有識者による災害対応に関する検証会議でも、極めて多くの課題が指摘されています。

引き続き、県の災害対応の課題を検証していくとともに、今回の教訓を生かして、今後の災害対応の充実・強化につながるよう、しっかりと取り組んでいきたいと考えます。

網中 肇 プロフィール

経歴 慶応義塾大学法学部政治学科卒業
政策研究大学院大学政策研究科修了
国家公務員採用Ⅰ種（現：総合職）
千葉市職員・総務省事務官

現在 千葉県議会議員（3期）
県議会総務防災常任委員会委員

台風災害と政府・千葉県による「人災」の実態について

～「棄民」された千葉県民の救済のために～

参議院議員 小西 洋之



はじめに

昨年の台風15号、19号及び10月25日豪雨は千葉県内に甚大な被害を及ぼした。改めて、犠牲となられた方々の御冥福をお祈りし、被災された方々に御見舞いを申し上げる。特に、15号は被災家屋数6万超という未曾有の被害をもたらした。

本稿では、県選出の国会議員として救命・復旧等の対応に当たった経験を踏まえ、この度の大災害における政府、千葉県の空前絶後の「棄民」ともいべき実態を「被災家屋へのブルーシート設置の対策」を中心にご報告するとともに、今なお続く被災者の救援の必要について問題提起をしたい。

1. 大災害時における国会議員の役割

一般に想定外の大災害の際には、被災者を生命・尊厳の危機から救うために必要不可欠であり政府及び自治体が実行できるはずの対策であるにも関わらず、それが実行できていない事態が生じる。これに対する国会議員の役割として「被災者の実情を把握し必要な支援策を構想し、政府・自治体を指導・調整し、対策を実現する」ことがある。これは私自身も、原発事故の風評被害賠償の協議会を千葉県に設置するなどの東日本大震災、熊本地震等の支援対応から学んだことであるが、この度の大災害に際しても、9月9日の15号の来襲直後から防衛省を所管する外交防衛委員会理事など

の立場で各種の対応に努めてきた。

翌10日から11日にかけては、政府関係者や東京電力からの「倒木のために容易に停電復旧しない」との内々の情報に接し、事前に防衛省幹部に対して「千葉県知事から自衛隊法に基づく派遣要請さえ受ければ可能なことは全てやる」との言質を取った上で、「倒木除去は電気事業者の仕事」、「全県の除去だと自衛隊の増派が必要になる」などと主張する千葉県副知事（総務省からの出向者）を「神奈川県が要請してなぜ千葉県がしないのか。自衛隊は24万人おり、何万人でも要請すればいい」と説き伏せ、自衛隊の大動員（最終的には一万人体制）による倒木除去任務を発動させた。

また、11日から12日にかけては同副知事と内閣府官僚に指示し、県庁の被害状況取り纏め作業が遅滞していた災害救助法（水・食料・避難所などを国が全面支援する制度）を「東電の既発表の停電マップだけ」による簡便な審査により発動させた。この間には、大震災の原発事故対応のカウンターパートであった経産省官房長らと連携し、鴨川市の亀田総合病院の医療従事者らの通勤確保のためのガソリン供給などに取り組んだ。

他方、停電の長期化によって千葉県内の病院や老人ホームなどは深刻な事態に陥った。発災後の翌10日には県庁担当者の問題意識・使命感の薄さと実務能力の乏しさを見限った経産省は自らの力で対処することとし、省内に対策チームを設置し、11日からは県内の市町村に官僚を派遣し（最大で93名）、厚労省・自治体・東京電力と連携し、全

国から集めた電源車を各施設に供給する取組を行った。私は、医療政策で旧知であった厚労省の災害対応責任者とも連携し、こうした組織的対処の確保と地域ごとの施設のリスト化及び一件一件のしらみつぶしの安否確認等を要請・指示するとともに、私自身のネットワークによって、リストから漏れた10件余りの老人ホーム、障がい者施設などに電源車供給を手配した。なお、経産省の派遣官僚は電源車だけでなく水・食料の確保を含めあらゆる行政支援の窓口を務めた。これは本来、内閣府防災（県庁のみに数名を派遣）や総務省自治部局（派遣はゼロ人）、千葉県（13日になって各市町に派遣）が行うべきものであった。

これら「人命施設」への供給が確保された後には、畜産、農業、漁業施設などへの電源車・発電機供給に取り組んだが、多くの畜産物、花き、野菜、魚介類などが手遅れのために失われることとなった。

2. 発災直後に内閣改造を強行した安倍政権の「棄民」

以上の私が従事した対策からも、安倍総理が発災二日後の11日に強行した内閣改造は空前絶後の「棄民」そのものと言わざるを得ない。災害対応こそ最大の政治主導が求められる行政分野であり、その最高責任者の各省（内閣府防災担当、経済産業、防衛、厚労、国交等々）の政務三役を総入れ替えすることなどあり得ない。

では、なぜ、安倍総理は改造を強行したのか。翌月に招集を控えていた臨時国会では天皇即位に関する諸行事があるなど日程が極めて窮屈であり、日米貿易協定などの重要議案を処理するためには改造日を遅らせることを避けたかったはずである。

つまり、「千葉県民の生命・尊厳・財産よりも自分たちの政治日程を優先した暴挙」と言わざるを得ない¹。この「棄民」ぶりは、防災担当大臣に特段の行政指揮や災害対応の経験もない武田良太衆議院議員を任命し、防災担当政務官に元歌手の今井絵理子参議院議員を任命したこと等からも明らかである。結果、19号の来襲まで関係閣僚会議を一度も開催せず、官僚の実務者会議にも政務三役は出席せず（武田大臣のみが初回に一度出席したのみ）、全ての対策を官僚に丸投げしていたのである。

例えば、上記の震が関で最も自治体行政に長けた官僚集団である総務省自治行政部局からの被災市町村への派遣がゼロであったことは閣僚会議を開催しなかった弊害と言える。また、激甚法（国による財政支援の増強をする制度）は19日に全ての被災自治体首長を与党議員が引き連れ官邸（対官房長官）に陳情させた上で21日に発動しているが、激甚法の発動は法令が定めた機械的な算定基準でなされるものであり首長が被災地での復旧等の指揮を中断しての官邸陳情を行う必要は全くなく、「被災者の救援よりも政権のやってる感の作出」を優先した暴挙である。

3. 被災家屋へのブルーシート設置をめぐる政府・千葉県等の「棄民」

(1) 自衛隊への設置要請と増派要請を巡る問題

台風15号等の災害に対して「棄民」を行ったのは政府だけではない。千葉県においても恐るべき「棄民」が繰り返された。以下、その最たる例として被災家屋へのブルーシート設置の取組を報告する。

台風15号では県内で6万軒以上の家屋が強風

1 東京電力は内閣改造前日の9月10日の夕刻に「11日中に停電復旧の見込み」との旨を公表したが、10月1日の私の参議院災害対策特別委員会の質疑の通告レクに際し、経産省は「9日と11日に経産省の担当局長・課長が東電のホールディング・パワーグリッドの二社長に早急の停電復旧の要請等の電話をしたが、両者は10日だけは電話の内容の記憶が無い」との説明を行った。結局、翌日の質疑では（突如、記憶が蘇って）当たり障りのない答弁に終始したが、こうした経緯からも政府（官邸や経産省）から東電に「組閣を可能とするため、11日中の復旧見込みと公表すること」の圧力があったのではないかと推察される。

による損壊を受けた。被災家屋ではブルーシートを設置しなければ雨漏りが発生し、天井・柱・梁・壁などの浸水による腐食が進行すれば廃屋に至り、更には、壁等に発生したカビにより健康被害も生じる。すなわち、台風一過の後の「次の雨までに」一刻も早くブルーシートを設置するのが防災対策の要諦である²。

私は、被災地で被災規模と設置体制の圧倒的なギャップを目の当たりにし、必要な行政需要をまかなう即応能力を有する唯一の組織である自衛隊による設置が必要と認識し、9月14日に防衛省幹部に指示し副知事らと調整し、自衛隊によるブルーシート設置任務を発動させた。³

しかし、私からの「直ちに、少なくとも4、5千人規模のブルーシート設置部隊を作る必要がある」との要請に反し、県はブルーシート対策の担当省庁である内閣府と調整の上で「自衛隊には、独居老人・高齢者夫婦・障がい者の災害弱者の家屋のみの設置を要請する」という誤った方針を出すなどしたために数百人の動員に止まり、必要な要員数が全く確保されず、しかも、被災家屋と自衛隊設置チームのマッチング作業すら困難な被災自治体の人員不足等のために「県内の自衛隊の一日の稼働人数が減り始める」という事態さえも生じた。これに対し、私は、副知事と県に派遣された内閣府審議官に対し、「絶対的に行政能力が足りない被災自治体の申請に任せるのではなく、内閣府と千葉県が主導して各被災自治体ごとの損壊家屋数の見込みから自衛隊の必要要員数を概算し、県から自衛隊に増派を要請する必要がある」と再三働



ブルーシートを張る自衛隊員（防衛省HPより）

き掛けたが、両者の被災者の実情への無理解、無共感等により抵抗を受けることになった。

これを打開すべく、鋸南町の幹部に依頼をして9月22日に町から自衛隊増派要請を出してもらい、それを梃子にして、副知事及び内閣府幹部の抵抗を打破し、同日に自衛隊の増派を決定させた。その結果、鋸南町ではそれまでの数十名体制から最大400名体制に、館山市などでは200名以上の規模で増員されることになった。

また、上記対応と同時に、自衛隊へブルーシート設置を講習する職人らが作成した「強度と簡便性を兼ね備えたブルーシート設置の千葉版マニュアル」の自衛隊や消防隊等への共有を指示し、更には、やる気も能力もない千葉県幹部と内閣府官僚から県民を守るべく防衛省に指示し、本省の統合幕僚監部より事務系官僚二名を県に派遣させて自衛隊のブルーシート設置任務の調整に従事させることとした。

(2) 取り残された一般市民家屋

9月22日の自衛隊増派により、県内のブルーシート設置は大きく進んだが自衛隊の設置対象外とされた(災害弱者以外の)「一般市民の家屋」

2 内閣府はブルーシート設置に関する自治体の事務は、災害対策基本法第50条の災害応急対策（「被災者の救助その他保護に関する事項」）及び災害救助法第4条の応急修理（「被災した住宅への応急修理」）に該当するとしている。しかし、災害対策基本法に基づき策定された現行の「千葉県地域防災計画」にはブルーシート設置に関する記載が全く存在しない。

3 ブルーシート設置の大規模な任務発動は、自衛隊の歴史で初めてのことであった（大阪北部地震で数軒設置したのみ）。

が取り残される事態が生じた⁴。私は、再三再四、県幹部と内閣府に対し、「屋根からの落下による死傷の危険があるブルーシート設置は一般市民には無理であり、一般市民家屋も自衛隊が対処する必要がある」と要請したが、県幹部らは「一般市民の中には自費で設置を行った者がおり、自衛隊が一般市民の家屋を無償で設置すると不平不満の混乱が生じる」という、被災者切り捨ての驚くべき主張を繰り返すのみであった⁵。

そして、「災害弱者」の対策がほぼ終了した9月末には、あろうことか、県が自衛隊への設置要請を解除する事態が生じた。その結果、「9月30日の時点において、県内で設置が必要な災害弱者以外の一般家屋は約1,700軒あるのに、2,000名まで増強された自衛隊部隊の10月1日の稼働はゼロ人⁶」といった「棄民」極まりない事態が生じた。その後も全県で一日約100軒しか設置が進まず、10月12日の台風19号では500軒以上の家屋が15号から丸裸のまま暴雨に降り込まれるという「人災」が生じている⁷。

こうした状況を打破すべく、私は10月1日の参議院災害特別委員会において武田防災担当大臣に「自衛隊に一般家屋の設置も要請し、次の雨までに全家屋に設置を」と求めたが、「千葉県県の判断次第である」といった他人ごとのような答弁が繰り返されるだけであった。私は、新聞各社に実情を情報提供し県の対応を批評する記事を書いてもらうとともに、10月3日には森田知事に対して知事の政治決断を求める親書を提出した。また、10月7日には網中はじめ県議が県議会で問題を追及し、16日には共に副知事

等への直接要請に千葉県庁に赴いたが県の対応が変わることはなかった。

なお、千葉県は一般市民家屋の対策として、民間施工事業者と被災市民のマッチング事業を行ったが（10月15日から11月末まで受け付け）、それで設置されたブルーシートはわずか約200軒に止まった。

実は、こうした「千葉県による災害弱者のみの自衛隊要請の在り方は、災害対策基本法及び災害救助法に違反する行為」であり、私は、その旨を立証する文書を作成し、内閣府・防衛省に内容確認を求めた上で、県庁幹部に突き付けたが、それでも対応が変わることはなかった。

(3) 剥がれたブルーシートが放置されている被災家屋

県の説明によれば、台風15号によって県内で7千超のブルーシート設置家屋が生じるようになった。しかし、ブルーシートの寿命は3ヶ月から半年とされ、現在、二、三年待ちとも言われる屋根の本修理が進まない中に、多くのブルーシートが剥がれその張り直しが必要となっている。

私は9月に自衛隊のブルーシート設置任務を発動する調整を行った際に、「ブルーシートの張り直しも自衛隊に行ってもらい以外に手段がない」ことを繰り返し副知事に訴えてきた。しかし、防衛省が私の質問に対して「千葉県から要請さえ受ければ張り直しを行う」旨を10月1日に国会答弁までしたにも関わらず、県は11月5日には自衛隊の災害派遣そのものを全て解

4 某市では災害弱者家屋を本庁で対応し、一般市民家屋を社会福祉協議会で対応することとしていたが、前者は自衛隊チームを擁して残り数軒まで設置が進んでいるのに、後者には設置体制が殆どなく数十軒の待ちリストが積み上がっていたが、こうした事態が各地域で生じた。

5 県幹部は10月7日の網中はじめ県議の県議会質疑でも明確にこの主張を述べている。

6 この事実関係については、10月1日の私の参議院災害対策特別委員会の質疑で内閣府、防衛省から答弁をさせている。

7 台風19号の来週に際しては、事前に県と内閣府・防衛省に対して、台風の翌日から自衛隊の大部隊によって一気に剥がれたブルーシートの張り直しを行うように指示等していたが、千葉県がそうした要請を自衛隊に行わなかったため、多くの家屋がその後の降雨により更なる被害を受けることとなった。

除してしまった。その結果、現在、被災地では数え切れないほどの家屋がブルーシートが剥がれたまま風雨による損壊を受け続ける事態が生じている。千葉の被災は復旧どころか、今なお恐ろしい規模で進行しているのである。

網中県議と共に12月24日に千葉県庁へヒアリングに赴き、即刻の実態把握を求めたところ、①15被災自治体において「現在、管内に何軒のブルーシート設置家屋があり、そのうち何軒が張り直し必要となっているか」を全く把握していない、②張り直しの実働は四市において週末のボランティア等の取組があるのみ、といった恐るべき実態が明らかになった。県は各被災自治体の消防隊等に対して1月末からブルーシート設置の講習会を行うとしているが、それも私の試算では被災規模に全く見合わない対策となっている。

既に、被災地では家屋の放棄による人口流出などが生じているが、抜本的な対策を講じない限り、こうした荒涼たる「棄民」事態が続いてしまうことになるかと強く危惧する。

4. まとめ

現在、千葉県においては「令和元年台風15号等災害対応検証会議」を、政府においては「令和元年台風第15号に係る検証チーム」を設置し、この度の大災害の行政対応の検証を行っているが、それらの中間報告案では政府・県の「棄民」の実態については全く記載されていない。これでは、千葉県民は完全に見捨てられ、将来の災害でも更なる「人災」を生じることになる。政府の検証は内閣府に対して苦渋の策として「後世の悪しき例とにならないように、せめて、政府や千葉県の対応を積極的に正当化しない記述とすること」を指示しているが、千葉県の検証も各方面から声を上げる必要がある。

なお、私は、発災直後から内閣府、防衛省、県



千葉県滝川副知事(左)に申し入れする筆者(中央)と網中県議(右)

に対して、自衛隊の力で最大限に千葉県民を救うと共にこの災害対応を教訓として「気候変動時代の次の大災害に備えた自衛隊のブルーシート設置訓練の実施（その訓練に「千葉県内の張り替え家屋」を利用する）」を提案していたが、これも県の「棄民」対応のために未達となっている。

安倍政権でなければ、森田県政でなければ、千葉県民を救うことはできたはずである。政治の責任を全身で噛み締め、引き続き全力を尽くしていく決意である。

後記：本年1月12日の習志野第一空挺団の初降下訓練で同席した森田知事に対して、ブルーシート張り直しのための自衛隊の災害派遣要請を直接訴えたところ、知事は必要性を理解し、滝川副知事の下で検討が行われることになり、現在その対応に関する回答を求めているところである。

小西 洋之 プロフィール

1972年生まれ。参議院千葉県選挙区（2010年、2016年当選）。東京大学教養学部卒業、コロンビア大学国際・公共政策大学院修了、東京大学医療政策人材養成講座修了。総務省・経済産業省 課長補佐。東日本大震災復興特別委員会理事、外交防衛委員会理事、裁判官弾劾裁判所裁判員等を歴任。現在、沖縄北方問題特別委員長。著書「いじめ防止対策推進法の解説と具体策」、「私たちの平和憲法と解釈改憲のからくり」、共著「平和憲法の破壊は許さない」、監修「こども六法」等

農業の活性化とオリーブ栽培



佐倉市議会議員 高木 大輔

■はじめに

2011年、地方創生が叫ばれる中で、全国で農業と地方の活性化を目的に「農業の6次産業化」が掲げられ、地元で採れた野菜を加工・流通・販売する取組みが道の駅の建設とともに推進されていきました。

当時、私は、食品流通業界で勤務し、PB商品の販売、商品のプロモーション、小売店の売り場づくりなどに関わって参りました。2011年4月に食品流通業界から政治の世界に入り、千葉県の実態、気候、トレンドなどを分析し、現在は「オリーブの栽培による地方創生と農業の活性化」に取り組んでいます。民間事業者、農家、飲食店の方々との共同作業の結果、昨年8月に、佐倉市の千葉県地域産業資源「オリーブ」が千葉県で初めて登録された経緯等について報告させていただきます。

■なぜ、オリーブ??

佐倉市の農業の問題点を直接聞く機会として、佐倉市議会主催で議員と農業従事者27名の方々と「佐倉市における農業の現状と課題について～魅力ある佐倉農業を目指して～」をメインテーマとし、【生産・流通・環境】の3つのサブテーマに、意見交換会を行いました。

意見交換会では、佐倉市をはじめ日本の農業を取巻く問題として、農業従事者の減少、高齢化による担い手不足、耕作放棄地の増加、鳥獣被害、農産物のブランド化、行政と農業者との連携強化などが出されました。特に、佐倉市には農作物を販売できる集客できる道の駅や直売所がないため、近隣市の直売所に納入している現状や、自然災害における農業被害の対策についてなどが意見としてあげられました。



定期的に行っている議会報告会・意見交換会

今回、報告するオリーブの取組みは、意見交換会の問題点の解決にもつながり、全国で農業の抱えている問題に対して、オリーブを産地化することで、①耕作放棄地対策 ②鳥獣被害対策 ③農産物のブランド化の3つの問題解決が実現できると考え取組みをスタートさせました。

佐倉市における耕作放棄の発生原因は、農業従事者の高齢化や担い手不足があげられます。

鳥獣被害対策については、地域によって異なるが、佐倉市では、ハクビシン、狸、アライグマなどによる畑作物被害等が発生しており、鳥類では、カラス、土鳩等による落花生や野菜類の被害を受けています。佐倉市の対応としては、産業振興部、環境部が連携し、佐倉猟友会とも協力して駆除に取り組んでいます。

農産物のブランド化は、道の駅や直売所、スーパーマーケットなどでの消費者が求めている商品、農作物を調査する中で、健康志向、家庭の財布を握っている30代～60代の女性の買い物の購入調査や意識調査を行った結果、「健康・美容」がキーワードとなり、オリーブ関連商材の市場規模が伸びていることもありオリーブに注目しました。

■町をあげてのブランド化 ～神奈川県二宮町～

鳥獣被害対策について調査していたところ、神奈川県二宮町では気候温暖な立地条件を生かし、耕作放棄地の解消や有害鳥獣対策などにも繋がり、高付加価値化が実現可能な作物として、新たな特産品「湘南オリーブ」の栽培に取り組んでいることを知りました。みかんなどの果樹栽培からオリーブの栽培に切り替えた場合、オリーブの実には臭いを発し実も渋く、鳥獣被害を受けることがない植物ということから、町はオリーブ普及奨励事業としてオリーブ苗木の2分の1の額を補助しています。現在は約40軒の農家が合計1,500本ほどの木を育てており、将来的には町内で5,000本まで増やす計画です。

私は2017年11月市議会で、「農業の活性化について」質問し、農業の問題である農業従事者の減少、高齢化による担い手不足、耕作放棄地の増加、鳥獣被害対策として、二宮町を事例に、オリーブの栽培を提案致しました。



オリーブ栽培に携わる農家の皆さんと筆者（左から二人目）

■佐倉をオリーブの産地に!!

千葉県内でも、現在は、市原市、睦沢町、八街市、銚子市などオリーブの栽培に取り組んでいる自治体もありますが、オリーブの産地でもある香川県小豆島町を視察訪問し、オリーブの歴史や木の種類について調べはじめました。

歴史面では、明治時代に小豆島町にオリーブ栽培を普及させた、福羽逸人氏が佐倉藩の農業学者津田仙（津田梅子の父）の門下生ということも知り、佐倉市とオリーブのつながりをブランド化できないものかと考えるようになりました。

佐倉市のオリーブの産地化を実現するために、以下の5点を取組みました。

- ① 佐倉の土地とオリーブの品種が適合するかの調査
- ② 民間事業によるブランド化「侍オリーブ」の商標登録
- ③ 耕作放棄地所有の農家と新規就農者にオリーブの栽培への協力
- ④ オリーブを使用した飲食店のメニュー協力を依頼しオリーブの食文化を根付かせる
- ⑤ 千葉県内のオリーブ栽培者との連携

ブランド化については、小豆島町では民間事業者と協議し、普段、私たちが醤油で食べている刺身、卵かけご飯、納豆などに対して、和食にあうオリーブの使い方を作り出してきました。これを千葉県でも普及していきたいと考え、オリーブオイルを使用した和食のメニューの開発や城下町佐倉で取組むオリーブ事業ということで「侍オリーブ」と名付け、事業者が商標登録を行いました。

また、民間事業者と農家との連携もあり、2019年8月に佐倉市のオリーブが千葉県の地域産業資源に登録されました。現状は、佐倉市内で3軒の農家がオリーブを栽培し、市内飲食店で和食にオリーブオイルを使用するメニューを推進する取組

みが始まりました。

現在は、オリーブを苗から植え始めて生育している状況ですが、オリーブが実を付け収穫するまで約3年の月日がかかることもあり、佐倉産オリーブオイルが絞れるのは2年後となります。

また、オリーブの生育の過程において、致命的なオリーブアナアキゾウムシによる被害、カメムシやアブラムシが原因の煤病なども今後考えられます。

佐倉産オリーブオイルが商品化できるまで、現在は、オリーブの栽培方法やオリーブオイルの食文化の定着に向けて取組んで参ります。

また、千葉県の鳥獣被害対策として、シカ的一种キョンが増殖し5万頭が房総半島に生息していると言われ、キョンによる農作物の被害も出ています。オリーブの実が鳥獣被害を受けることがない植物でもあることから、千葉県の抱えているキョンの問題と農業の活性化としてオリーブ栽培を政策として取組めないか、今後、調査して参ります。

最後に、農業の活性化に向けてオリーブ栽培が生産から販路開拓まで完結し、明治時代に小豆島に技術指導した佐倉ゆかりのオリーブのブランド化が実現できるよう挑戦する農業の環境づくりに取組んで参ります。

高木 大輔 プロフィール

(株)梅澤（現 三井食品）で19年勤務
食の6次産業化プロデューサー

2011年4月佐倉市議会議員初当選 現在3期目



シリーズ 千葉の地域紹介 君津市

- ・人口：83,885人
(令和元年12月末日現在)
- ・面積：318.81km²
- ・市の木：キャラ
- ・市の花：ミツバツツジ

人と自然が共生する 魅力溢れるまち・君津

君津市 企画政策部 政策推進課

房総半島のほぼ中央部に位置する君津市は、県内で2番目に大きな面積を有しています。東京湾に面する北西部には、世界に誇る製鉄所が操業し、J R君津駅を中心に自然と共生した住宅街が建ち並んでいます。南東へと延びる内陸部には、房総丘陵の大自然が広がっており、都心ではなかなか体験することのできない絶景を望むことができます。

また、高速バスやJ Rの在来線などの公共交通網が整っており、東京湾アクアラインを使うと都心から約60分程度で訪れることができる良好なアクセスも君津市の魅力です。

■大自然が織りなす 絶景が望めるまち

ハート形に輝く神秘的な絶景

清水溪流広場（濃溝の滝・亀岩の洞窟）は、SNSに投稿された1枚の写真から話題となり、国内外から多くの観光客が訪れている君津市を代表する景勝地の一つです。

その絶景は、3月と9月の彼岸時期の早朝にし



ドローンで撮影した春夏秋冬の君津の魅力がギュッと詰まったプロモーション動画を配信しています。リンク：<https://youtu.be/ycuaLvY6aLI>



清水溪流広場（濃溝の滝・亀岩の洞窟）で見られる絶景（君津市笹1954）。ハート形に輝く絶景が望めるのは、3月と9月の彼岸時期の早朝6時30分から7時30分。
※日の出の時間帯により前後します。シーズン中は大変混雑する場合があります。

か見ることができない景観で、洞窟に差し込んだ朝日が絶妙な角度で水面に反射し、神秘的なハー

ト形を作り出します。思わず息を呑むような自然の神秘は、江戸時代の頃から行われてきた川廻しと呼ばれる水田を増やすための工事によって生まれたもので、自然と人が共生してきたことを今に伝える土木遺産でもあります。

初夏には、無数のホタルが幻想的に舞い、秋には本州で最も遅くまで楽しめるといわれる紅葉が美しく色づくなど、季節によってさまざまな顔を見せる清水溪流広場。場内には、木道も整備されているため、どなたでも気軽に森林浴や散策を楽しむことができます。

雲海が作り出す水墨画の世界

県内で2番目に高い山、鹿野山の山頂にある九十九谷展望公園からは、房総丘陵が幾重にも連なる山並みの風景を眼下に一望することができます。これら山谷の織り成す景観は、総称して九十九谷と呼ばれており、近代日本の詩人、大町桂月から「天下の奇観」と激賞されています。

また、昭和を代表する日本画家の一人、東山魁夷の出世作と言われる「残照」のモチーフにもなっており、県内の特色ある景観を選定した「ちば眺望100景」にも登録されています。

気象条件が整った夜明け間際には、山々の陰から朝霧が浮かび上がる雲海を望むことができ、幻想的な白と黒の対比は、水墨画の世界のようだと例えられています。

■豊かな水資源に支えられる暮らし

自然の恵みがたっぷり詰まった「地酒」

豊かな地下水に恵まれ、山裾からの湧水や自噴井戸を各所で見る事ができる君津市。中でも城下町として栄え、名水の里と呼ばれる久留里地区の「生きた水・久留里」は、平成20年6月に、千葉県下で唯一、平成の名水百選に選ばれています。無料で一般開放されている井戸には、連日、市内



九十九谷展望公園（君津市鹿野山119-1）からの雲海の眺め。雲海は、秋から冬にかけての冷え込んだ風のない早朝で、前日に雨が降るなど湿度が高い日に発生しやすい。



自噴井戸。良質な水の豊富な君津市では各所に見られる。

外から多くの方々が水汲みに訪れます。

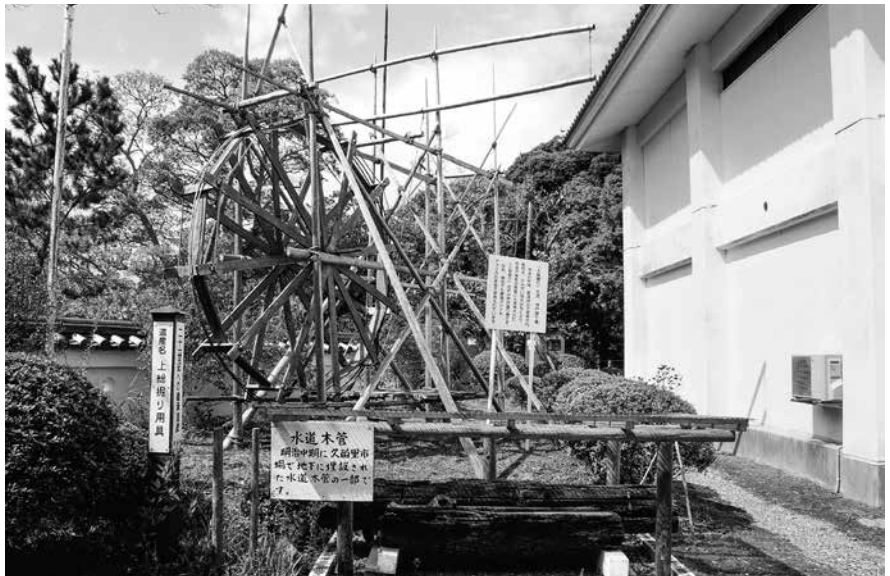
また、君津市は、豊富で良質な水を活かした酒造りが盛んで、市内には東京国税局管内（千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）で最多の6蔵の酒蔵があります。各蔵自慢の地酒の中から自分好みの1杯を探すことのできる酒処、君津。平成26年10月1日には、「きみつの地酒で乾杯を推進する条例」を施行し、市をあげて地酒による乾杯を推進しています。

暮らしを支える先人たちの知恵「上総掘り」

暮らしに欠かせない水と人々の生活をつなげたのは、君津市発祥の井戸掘り技術「上総掘り」です。江戸時代後期に原形ができ、改良されながら明治時代中期に現在のような形に整いました。その後、上総の職人たちが日本各地へと出向き、その技術を広めたことから「上総掘り」と呼ばれています。人力と身近な道具で掘り進めることができるため、現在も水不足の問題を抱える発展途上国などでその技術が継承されています。

大切な人へのプレゼントに「水生カラー」

温暖な気候と豊かな水、肥沃な土壌などの自然環境に恵まれ、大消費地の首都圏と隣接している君津市では、米、野菜、畜産物、花卉など、多種



君津市発祥の井戸掘り技術「上総掘り」



豊富な湧き水を使って栽培されている花「水生カラー」

多様な品目が生産されています。

中でも豊富な湧き水を使って栽培されている花「水生カラー」は、品質に優れ、君津市が日本一の生産量を誇る特産品です。清楚な佇まいからウェディングブーケなどのブライダル用としても広く利用されています。

新聞の切り抜き記事から

研究員 井原 慶一



当センターの新聞切り抜きファイルから主な記事を抜粋して紹介します。

□第40分冊（2019年9月6日～2019年12月31日）

県病院 純損益18億円の赤字 18年度決算 累積赤字207億円

県病院局は2018年度決算で、病院事業の純損益が18億9千万円の赤字だったと発表した。経営効率化などをめざす4年計画の新改革プランの目標値に比べ、赤字額は6億6千万円多かった。赤字額は前年度より4億7千万円以上増え、マイナス決算は5年連続。累積赤字は18年度末で207億5千万円になった。（朝日09/07）

千葉停電52万戸 台風15号被害

千葉市付近に上陸した台風15号の影響で、千葉県内は10日午後10時現在、約52万2,900戸が停電したままで、11日も約12万戸で停電が続く見込み。（毎日09/11）

住宅被害2万戸超か 屋根転落で死傷者続出

台風15号による県内の広域停電は、発生9日目の17日も午後8時現在で約6万戸（29市区町）に残った。家屋の損壊も県南部を中心に2万戸を超えそうで、屋根で作業中に誤って転落する事故が続出し、安房地域4市町だけで8人が重症。いすみ市では男性94が転落死した。（千葉日報09/18）

IR誘致へ会社設立 新日本建設など10社

千葉市が募集しているカジノを含む統合型リゾート（IR）の事業構想案を巡り、新日本建設（美浜区）など地元企業10社が幕張新都心へのIR

誘致を目指し、株式会社「MICE IR千葉」（同）を設立した。（読売09/20）

御宿町議選 新議員12人決まる 初の女性、2人が当選

任期満了に伴う御宿町議選（定数12）は22日投票開票され、同日深夜に新議員の顔ぶれが決まった。定数を7人上回る19人が立候補し、激しい舌戦が展開された結果、新人9人のうち、初の女性2人を含む5人が議席を獲得、一方、現職3人が涙をのんだ。石田義広町長に近い候補が過半数を超え、国際交流事業を巡る“議場対決”にようやく終止符が打たれそうだ。（千葉日報09/24）

「全職員で補填」条例案否決 四街道市事務ミス

四街道市が事務処理ミスで約7,500万円の損失を出した問題で、市議会は25日、全職員の給与を減らして損失分を補填する条例案を賛成少数で否決した。市は「損失は組織全体の問題」として、ミスに関係のない職員も給与削減の対象としていた。（読売09/26）

「再編必要」県内10病院 厚労省公表

がんや救急など地域に不可欠な医療の診療実績が十分ではないとして、厚生労働省が26日に公表した再編・統合の検討が必要な公立・公的病院で、県内は10病院が対象となった。検討が必要とされたのは、県千葉リハビリテーションセンター（千葉市緑区）や千葉市立青葉病院（同市中央区）など。（読売09/27）

家畜保健衛生所で県 匝瑳に統合施設計画 安全性疑問視、住民反発も

県が県内3区域の家畜保健衛生所の統合を計画し、匝瑳市今泉の県農林総合研究センター砂地試験地跡地（約1万1千平方メートル）が新施設の有力候補地になっていることが27日までに分かった。最新の設備を導入し、検査の時間短縮や精度向上につなげる。一方、検体の取り扱いに不安を感じる一部の住民が反発。設置しないよう求める署名を県や市に提出した。（千葉日報09/28）

館山市が「中心市宣言」 南房総市と定住自立圏形成へ

南房総市との「定住自立圏」の形成に向け、館山市の金丸謙一市長は27日、市議会議場で「中心市宣言」を行った。両市は今後、議会の承認を得た上で年度内に協定を締結。来年度から共生ビジョン策定のための懇談会を設置し、本格的な協議を進める。（千葉日報09/29）

非正規地方公務員急増 11年で4割増 年収は正規の3分の1

非正規の地方公務員が増え続けている。総務省の調査（2016年）では全国で約64万3,000人と、この11年間で4割増加し、全体の5分の1近くになった。正規職員の定数が増やせないことや業務の多様化が背景にある。最大の問題は「正規職員の3分の1」といわれる低賃金。来年4月の改正地方自治法施行に伴い、期末手当の支給で一定の改善が見込まれるものの、一部の自治体では月給そのものを引き下げる動きが出ている。

（毎日10/01）

市長問責決議を否決 市川市議会 テスラ導入巡り波紋

市川市議会は9月定例会の最終日の1日、村越祐民市長らの公用車として米・電気自動車大手テ

スラを導入した経緯を巡り、市政に対する市民の信頼を失墜させたとして、市長に対する問責決議案を議員発議で提出した。問責決議は否決されたものの、リース契約の早期解除を求める決議や、新庁舎への追加工事に慎重な姿勢を求める決議は可決。いずれも法的拘束力はないが、テスラ問題は市議会にも波紋を広げ、村越市長は今後の市政運営に課題を残した形だ。（千葉日報10/02）

8か所の子ども食堂タッグ 佐倉で設立総会 地域で集える居場所を

佐倉市内で活動している8か所の子ども食堂を通じ地域の居場所づくりを図る「さくらあったか食堂ネットワーク～ごはんをつなげる仲間たち～」の設立総会が、同市井野の志津コミュニティセンターで開かれた。今後、食を通じて子供たちが地域の大人たちと触れ合える場所づくりに取り組む。（千葉日報10/02）

18年度確定値 空き家 本県38万戸 住宅総数の12.6%占める

総務省は、2018年住宅・土地統計調査の確定値（10月1日時点）を公表した。全国の空き家は速報値より2万9千戸多い848万9千戸で過去最多。住宅総数に占める割合は過去最高の13.6%で速報値と同じだった。本県の空き家は38万2千戸で、住宅総数の12.6%を占めた。（千葉日報10/06）

森林保全は100億円配分 人口考慮で大都市手厚く

総務省は9月末、森林の整備や保全に充てる資金「森林環境譲与税」約100億円を初めて配分した。自治体ごとの配分額は、森林面積だけでなく人口も考慮して決める仕組み。このため大都市が手厚く、森林が多くても人口が少ない自治体は少額となる傾向となった。県内市町村では、千葉市の約2,032万円が最多で、最少は神崎町の約20万

円。原資は新税「森林環境税」の収入で、納税者から疑問が出そうだ。（千葉日報10/06）

人事委 県職員給与アップ勧告

県人事委員会（諸岡靖彦委員長）は9日、民間との差を踏まえ、県職員の期末・勤勉手当（ボーナス）を0.05カ月分引き上げ、月給も若手限定（おおむね30代半ばまで）で引き上げるよう、森田健作知事と阿井伸也県議会議長に勧告した。引き上げはボーナスが6年連続、月給は7年連続となる。（千葉日報10/10）

復興本部21日設置 県、担当部長も新設

県全域に甚大な被害をもたらした台風15号、19号からの復興を進めるため、県は21日に「県災害復旧・復興本部」を設置し、担当部長も置く。県防災政策課には市町村との窓口となる「復旧復興推進室」を新設。復興を迅速に推し進めたい考えだ。（千葉日報10/19）

富津岬 東京湾越え？災害ごみ漂着

富津市の富津岬付近の砂浜や海上に、大量の災害ごみがあふれている。神奈川県川崎市や東京都八王子市などの地名の入ったごみもあり、東京湾を越えて流れ着いたとみられる。地元の漁師らが撤去にあたっているが、先は見通せていない。（朝日10/20）

いじめ最多4万件超 県内、全国ワーストは返上

2018年度に県内の国公私立小中高、特別支援学校が把握したいじめの件数は、前年度から3,200件増の4万483件に上り、過去最多となったことが、文部科学省の問題行動・不登校調査で分かった。都道府県別では5年ぶりにワーストを脱し、東京に次ぐ2番目の多さ。県教委は「教員の意識が向上し積極的な認知を行っているため」と説明

するが、命や身体を脅かす「重大事態」が増加するなど、決して楽観視できない状況だ。

（千葉日報10/24）

市町村歳出入過去最高 昨年度実質収支12年連続黒字

県は、県内54市町村の2018年度普通会計決算を発表した。歳入総額は前年度比0.1%増の2兆2,935億円、歳出総額は同0.4%増の2兆2,185億円で、いずれも過去最高を更新した。増加は10年連続。実質収支は12年連続で、県内全市町村で黒字となった。（千葉日報10/30）

CO₂削減ごみ袋 船橋市と企業が実験

船橋市は同市に工場を持つ食品会社「昭和産業」（本社・東京都）と、二酸化炭素排出量の削減効果があるバイオマスを活用したごみ袋のフィールド実験を実施している。同社が開発したごみ袋を市が利用し、1年をかけて強度や使い勝手を確認する。（読売11/01）

いじめかも？弁護士授業 スクールロイヤー本格活動

学校の課題に弁護士として法的な助言などを行う県教育委員会の「スクールロイヤー」が、法律や人権の観点からいじめについて講演する授業が30日、千葉市中央区の県立千葉中学校であった。スクールロイヤーの活動が報道陣に公開されるのは初めて。取り組みを始めた7月以降、学校からの相談も20件以上に上り、活動が本格化している。（読売11/01）

自動運転バス 柏の街走る 5カ月の長期実験は初

柏市の柏の葉地区を拠点に、情報通信技術を活用した高度道路交通システム（ITS）の研究開発をすすめている「柏ITS推進協議会」は1日、同

地区の公道で自動運転バスの営業運航実証実験を開始した。期間は来年3月31日まで。営業運行を想定した自動運転バスの実証実験を5カ月の長期にわたって実施するのは全国で初めてという。

(朝日11/2)

電動式カート 高齢者の足に 県内初 松戸市が無償借り受け

電動式カートを地域で走らせ、お年寄りらの足として利用する試験乗車（実証調査）が、松戸市の河原塚南山地区で始まった。国が地域共生社会の実現を目指す「グリーンスローモビリティ」事業の一環で、市が無償でカートを借り受ける県内初の試み。期間は約4週間で、実用化に向けてはボランティアの運転手確保が課題だ。（朝日11/06）

住民票旧姓併記始まる マイナンバーカードも

住民票やマイナンバーカードに旧姓が併記できるようになり、市区町村の窓口で申請の受付が始まった。旧姓による本人確認や各種手続きをしやすくすることで、結婚後の旧姓使用に伴う支障を取り除く狙い。（千葉日報11/07）

袖ヶ浦市長に粕谷氏 新人三つどもえ制す

袖ヶ浦市長選挙は10日投開票され、いずれも元市議で無所属新人による三つどもえ戦の結果、粕谷智浩氏(43)=自民、公明推薦=が、福原孝彦氏(63)と塚本幸子氏(57)を破り、初当選を果たした。

(千葉日報11/12)

県補正予算498億円 台風復興24年ぶり規模

台風15号と19号、21号に伴う記録的大雨からの復興を図るため、県は498億円を追加する今年度一般会計補正予算案を編成し、13日に発表した。24年ぶりの水準となる大規模補正で、基金を取り崩し、被災者の生活再建や産業再生の支援などに充てる。補正予算案は県議会12月定例会に提出される。（読売11/14）

半壊も公費で撤去 台風15、19号 市原市

市原市は15日までに、台風15、19号で全壊や大規模半壊、半壊した住宅について公費で撤去すると発表した。全壊以外を対象とするのは県内で初めて。（千葉日報11/16）

県営入居 保証人不要に 单身、高齢者の増加で

県営住宅に入居する際、現在は必要な連帯保証人を不要にする条例改正案が12日、県議会の県土整備常任委員会で可決された。身寄りのない高齢の入居希望者らが増えることを見越した緩和措置で、本会議の可決を経て、来年4年1日に施行される見通しだ。（読売12/13）

チバニアン ガイダンス施設開館 立ち入り禁止解除、見学者も

国の天然記念物、市原市田淵の地磁気逆転地層の仮設ガイダンス施設「市原田淵地磁気逆転地層ビジターセンター」（愛称・チバニアンビジターセンター）が15日、同市田淵の仮設駐車場内にオープンした。（千葉日報12/16）

<以下次号へ>

今期の入手資料

センターでは、会員の皆様に資料の貸し出しを実施しています。
下記資料等をご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

また、センターでは、2010年3月末以降分について、千葉県の地方自治に関する記事を中心に新聞の切り抜きを実施しています。ご入用の会員の方は事務局までご連絡下さい。

入 手 資 料	著 者	日 付	種 類	発 行 元
かながわ自治研月報8 子どもの虐待を防げ ーわたしたちにできることはー		2019. 9. 4	情報誌	神奈川県地方自治研究センター
シンポジウム「カジノ」「水道法改正」「地域交通」		2019. 9. 4	報告書	横浜地方自治研究センター
月刊自治研9月号 AI・RPAと自治体職場		2019. 9.11	情報誌	自治研中央推進委員会
信州自治研331号 災害から「命を守る」ためには		2019. 9.11	情報誌	長野県地方自治研究センター
市政研究19夏 204 西成、釜ヶ崎、未来へのまちづくり		2019. 9.11	情報誌	大阪市政調査会
自治研ふくい67 「ちょっと違って講座」50回の歩み		2019. 9.18	情報誌	福井県地方自治研究センター
自治研かごしま122 「平成」30年間の日本の政治		2019. 9.18	情報誌	鹿児島県地方自治研究所
ぐんま自治研ニュースNo.139 地方税源の確保・充実と地方交付税の検証		2019. 9.25	情報誌	群馬県地方自治研究センター
会計年度任用職員のための働き方ガイドブック	上林陽治	2019.10. 2		第一法規
埼玉自治研No.54 「年金会計年度任用職員の条例化に向けて」		2019.10. 2	情報誌	埼玉県地方自治研究センター
とちぎ地方自治と住民558 地方創生はスマート自治体の準備か		2019.10. 2	情報誌	栃木県地方自治研究センター
北海道自治研究608 関寛斎の足音から見える明治の北海道		2019.10. 2	情報誌	北海道地方自治研究所
川崎市職労 2019財政白書		2019.10. 2	報告書	川崎地方自治研究センター
自治研なら126号 「幼児教育・保育の無償化」を考える		2019.10. 9	情報誌	奈良県地方自治研究センター
信州自治研332号 長野県における基金のありかた 都道府県間の比較		2019.10. 9	情報誌	長野県地方自治研究センター
自治総研9月号 総務省通知「監査基準（案）」について		2019.10. 9	情報誌	地方自治総合研究所
月刊自治研10月号 東京五輪・パラ五輪と自治体スポーツ政策		2019.10. 9	情報誌	自治研中央推進委員会
地方自治京都フォーラムvol.136 2019年秋 人口減少社会の自治体と自治体職員		2019.10.16	情報誌	京都地方自治総合研究所
第55回佐賀県地方自治研究集会		2019.10.16	報告書	第55回佐賀県地方自治研究集会実行委員会
とうきょうの自治No.114 東京の子どもの人権		2019.10.16	情報誌	東京自治研センター
長崎県の自衛隊と自治体・住民		2019.10.16		長崎県地方自治研究センター
とちぎ地方自治と住民号外 伍井邦夫さんを偲んで		2019.10.16	情報誌	栃木県地方自治研究センター
新潟自治81 「平和を願い続ける」長野で学ぶ ー視察・研究ツアーー		2019.10.23	情報誌	新潟県地方自治研究センター
みやぎき研究所だよりNo.97 宮崎の路線バスの現状		2019.10.30	情報誌	宮崎県地方自治問題研究所
北海道自治研究609 私はなぜ議員になったのか		2019.10.30	情報誌	北海道地方自治研究所
2017年度財政状況概観 相模原市		2019.10.30	報告書	相模原地方自治研究センター
相模原23号相模原市の空き家対策の現状		2019.10.30	情報誌	相模原地方自治研究センター
自治研とやまNo.110 一億層疲弊社会の到来暮らしやすい社会に向けて		2019.10.30	情報誌	富山県地方自治研究センター
地方自治ふくおか 69号 自治・運動に人あり		2019.10.30	情報誌	福岡県地方自治研究所
自治総研10月号 2000年分権改革の政治過程（上）		2019.10.30	情報誌	地方自治総合研究所
とちぎ地方自治と住民559 福祉国家は終わったか（上）		2019.10.30	情報誌	栃木県地方自治研究センター
フォーラムおおさかNo.158 公契約条例と生活賃金		2019.11. 6	情報誌	大阪地方自治研究センター
自治権いばらき134 障害者差別解消法が施行され3年が過ぎて		2019.11. 6	情報誌	茨城県地方自治研究センター
クォーターリーかわさき通信No.11 GBT特集		2019.11. 6	情報誌	川崎地方自治研究センター
かながわ自治研月報10 2019年参院選の結果分析と今後の政治動向		2019.11. 6	情報誌	神奈川県地方自治研究センター
月刊自治研11月号 ひきこもり支援と当事者理解		2019.11.13	情報誌	自治研中央推進委員会
信州自治研333号 幼児教育・保育無償化の課題		2019.11.20	情報誌	長野県地方自治研究センター
自治研ぎふ124号 自治体から考える移民・外国人の受け入れ		2019.11.20	情報誌	岐阜県地方自治研究センター
とちぎ地方自治と住民560 福祉国家は終わったか（中）		2019.12. 4	情報誌	栃木県地方自治研究センター
ながさき自治研No.76 「子ども・子育て」		2019.12. 4	情報誌	長崎県地方自治研究センター
北海道自治研究610 北海道における自治体間連携を考える		2019.12. 4	情報誌	北海道地方自治研究所
自治総研11月号 2000年分権改革の政治過程（下）		2019.12. 4	情報誌	地方自治総合研究所
市政研究19秋205 自治体の文化政策		2019.12. 4	情報誌	大阪市政調査会
信州自治研334号 子どもの貧困の現状と課題		2019.12.11	情報誌	長野県地方自治研究センター
月刊自治研12月号 森林を再び「宝の山」するために		2019.12.11	情報誌	自治研中央推進委員会
原発災害で自治体ができなかったこと	今井 照	2019.12.11	報告書	公人の友社
ぐんま自治研ニュースNo.140 地方自治研究群馬集会の概要		2019.12.18	情報誌	群馬県地方自治研究センター
長野県内市町村のおだいどころ～自治体財政分析結果		2019.12.25	報告書	長野県地方自治研究センター
とちぎ地方自治と住民560 福祉国家は終わったか（下）		2019.12.25	情報誌	栃木県地方自治研究センター

一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要

一般社団法人 千葉県地方自治研究センターは2009年12月10日に一般社団法人の認可をうけて自治研究をスタートすることとなりました。

当センターでは千葉県における地方自治及び都市問題に関する総合的な調査研究を行うとともに、自治体関係者、学識経験者及び県民の交流によって、地域に根ざした自治体の政策づくりを促進し、地方自治の振興に寄与することを目的とし、諸活動を行います。

基本目標

- I. 公共サービス基本法の制定や地域衰退という新たな状況のもと、公共サービスの再生を目指す。
- II. 地方分権を進めるため、基礎自治体の重要性を高め自治体政策づくりを行う。
- III. 活動の理論的基礎を学び、調査研究、情報発信など研究者や市民、議員、労働組合など幅広い交流研究活動を行う。

会員を募集しています！

1. だれでも会員になれます。
2. 会員は、以下のとおりです。

個人会員・正会員 1口(年額 5,000円) 賛助会員 1口(年額 3,000円)
団体会員・正会員 1口(年額 10,000円) 賛助会員 1口(年額 5,000円)

【※一括支払いをお願いします。】

特典

正会員になると・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センターの資料が活用でき、調査研究会などに参加できます。
- ・自治研センター主催の学習会・講演会に無料で参加できます。

賛助会員は・・・

- ・「自治研センター」機関誌が送付されます。(年3回)
- ・自治研センター主催の学習会・講演会の案内が送付されます。

●加入申込み書

年 月 日

FAX又はメールにて当センターまでお申込み下さい。

会費の種別	個人会員・・・正会員・賛助会員 団体会員・・・正会員・賛助会員	加入口数	()口
個人 または 団体名	ふりがな	ご住所	〒
職場 (勤務先)			
		電話	()
		Fax	()
		メールアドレス	

■お問い合わせは

一般社団法人 千葉県地方自治研究センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番10号 千葉県教育会館新館6階 自治労千葉県本部内
TEL.043-225-0020 FAX.043-225-0021 E-mail:chiba-jk@chiba-jichiken.net

編集後記

- ◆8年ほど前の早朝の出来事でした。急ぎ足で最寄り駅に向かい、改札口への階段を登りきったあたりで、今まで経験したことのない締めつけられるような胸の痛みを感じました。念のため、1週間後に病院で診察を受けたところ、「ほぼ間違いなく狭心症ですね」と医者からの一言。その後しばらくは、100mほど歩くと立ち止まって休憩しないと胸が苦しくなるという情けない有様でした。しかし、人間の体とはよくできたもので、毎日少しずつ歩く距離を伸ばしていると、心肺能力も増し、自宅近くの谷津干潟1周3.5kmをゆっくりと完歩できるようになりました。今では治療の甲斐あって普通に生活していますが、継続することの大切さを改めて実感したのを記憶しています。
- ◆今号は、「設立10周年・台風災害」特集を組みました。当センターが10年前に再建されて以降、合言葉のように「3年間はなんとしても継続しよう」とささやきあって活動してきました。それ以前にも、2回にわたって自治研センターが立ち上げられましたが、ともに3年足らずで活動は休眠状態となってしまいました。いくつか大変なこともありましたが、一步一步積み重ねながら10周年を迎えることができました。これまでお支えいただいた多くの皆様のおかげで今日まで歩んでこられました。誠にありがとうございました。
- ◆昨年の9月から10月にかけて発生した台風15号・19号、10月25日の大雨は、千葉県にも甚大な被害をもたらしました。近年、千葉県を直撃する台風がなかったこともあり、台風に対する備えは決して十分とはいえません。今後も千葉県への台風上陸が想定されうるといわれていますから、今回の経験を教訓化して、どのように次に受け継いでいくか、緊急かつ息の長い取り組みが求められています。
- ◆今号の台風特集では、君津市長のインタビューのほか、3名の方に執筆いただきました。今回の特集が台風・大雨災害の経験を語り継ぎ、風化に抗う取り組みの第一歩となることを切に願っています。今後、当センターとして千葉県内の市町村における被災状況の調査を予定しています。設立10周年の原点ともいえる「つなげること」の大切さを心にとめて、これからの事業を進めていきたいと考えています。

事務局長 佐藤 晴邦

自治研ちば 既刊案内



2019年10月
(vol.30)

- 巻頭言 元衆議院議員（千葉県地方自治研究センター顧問） 若井 康彦
- 千葉県地方自治研究センター 講演会
市民が進める自治体の条例づくり ～人権と福祉の事例を中心に～
地方自治総合研究所 委嘱研究員 菅原 敏夫
- 市議会報告
千葉市を「日本一の電子市役所」へ、挑戦！ 千葉市議会議員 麻生 紀雄
- シリーズ「千葉から日本社会を考える」
参議院選挙後・令和の時代の日本の課題とは？
平成「政治・行政改革」後の「自治」を考える
島根県立大学名誉教授 井上 定彦
- 自治研センターレポート
第25回参議院通常選挙を振り返って 研究員 井原 慶一
- 企画記事 香取市の公共交通の現状と課題
香取市役所 総務企画部企画政策課 主査 安原 寿和
- 公共の担い手 銚子のまちを元気に！「ジオパーク市民の会」活躍中
銚子ジオパーク市民の会 会長 工藤 忠男
- シリーズ千葉の地域紹介 進み続ける国際都市・成田 成田市広報課
- 新聞の切り抜き記事から 研究員 井原 慶一
- 今期の入手資料 編集部
- 一般社団法人 千葉県地方自治研究センターの概要（会員募集）
- 編集後記 事務局長 佐藤 晴邦

バックナンバーの申し込みは当研究センターまで 1部800円

自治研ちば VOL.31

2020年2月19日発行

発行 一般社団法人

千葉県地方自治研究センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-10

千葉県教育会館新館6階

自治労千葉県本部内

TEL 043-225-0020

FAX 043-225-0021

編集 佐藤 晴邦

印刷 (株)メロウリンク企画

頒価 800円（送料別途）

おトクがいっぱい!

だから私は〈中央ろうきん〉に決めた!

給与振込口座は〈中央ろうきん〉がおすすめ!

ATM・CD利用時の

インターネット/モバイルバンキングでの

引出手数料 振込手数料

キャッシュバック

〈中央ろうきん〉の
キャッシュカードなら

ATM引出手数料が

何度でも

0

実質
円

〈中央ろうきん〉に給与振込指定の場合、
インターネット/モバイルバンキングでの

振込手数料が

月3回まで

? キャッシュバックとは

〈中央ろうきん〉のキャッシュカードで、ゆうちょ銀行、銀行、コンビニ等のATM・CDを利用してお引出しした場合、所定の利用手数料を即時にお客様の〈中央ろうきん〉ご利用口座へお戻しすることです。

! ご留意いただきたいこと

キャッシュバックの対象は、当金庫のシステムにて「給与振込」として判定できるものに限り、お勤め先の振込方法によっては対象とならない場合があります。

引出手数料

1回110円の場合
月に5回使用すると
年間6,600円 節約!
(110円×5回×12ヵ月) = 6,600円

振込手数料

1回440円の場合
月に3回使用すると
年間15,840円 節約!
(440円×3回×12ヵ月) = 15,840円

〈中央ろうきん〉へ取次ぎを希望の方は組合事務所まで
商品の詳細は〈中央ろうきん〉各支店までお問い合わせください。



ATMが全国、いつでもどこでも使える!
便利なく中央ろうきん!

つかえるATM

銀行・信金・信組

ゆうちょ銀行

イオン銀行



たとえばこんなコンビニでも

セブン銀行

ローソン銀行

ATM

net

たとえばこんな
コンビニに

FamilyMart

24H

JR東日本のATMコーナー

始発から終電まで
毎日利用可能

VIEW ALTTE

※ご利用時間は、始発から終
電まで365日。カードローンは
ご利用いただけません。



※設置場所や営業時間、メンテナンス等によりご利用いただけない場合があります。

【ATM・CD引出手数料キャッシュバックサービス】※普通預金・貯蓄預金口座のお引出し、カードローン(マイプラン・教育ローン[カード型])のお引出しを対象に、1口座あたり何回でも、ATM・CDご利用時のお引出手数料が即時にご利用口座へキャッシュバックされます。※キャッシュバック回数に制限はありません。

【振込手数料キャッシュバックサービス】※〈中央ろうきん〉に給与振込または年金振込をご指定の方を対象に、「インターネット/モバイルバンキング」からの振込による振込手数料が、お1人様あたり1ヶ月につき、日付、時刻の早い順に3回までキャッシュバックされます。※キャッシュバックされたお振込手数料は、翌月20日(休業日の場合は前営業日)に、お振込手数料をお引きしたお客様の〈中央ろうきん〉普通預金・貯蓄預金口座へご入金します。※キャッシュバック時にキャッシュバック対象口座が解約されている場合等、キャッシュバックの対象外となる場合があります。※キャッシュバックサービスは、個人のお客様が対象となります。

※1 メンテナンス等によりサービスが利用できない日・時間帯があります。また、お取引内容と時間帯によっては、翌営業日扱いになることがあります。

2020年1月1日現在

R 中央ろうきん

— 2019年6月、全労済から「こくみん共済 coop」へ —

こくみん共済 NEWS

たすけあいの輪をむすぶ
「こくみん共済 coop」スタート!

住まい共済

火災共済・自然災害共済

こくみん共済

総合医療共済

せいめい共済

マイカー共済

自賠責共済

団体生命共済

交通災害共済

新セット移行共済

こくみん共済

全国労働者共済生活協同組合連合会 coop



ご相談は こくみん共済 coop千葉推進本部 (千葉県勤労者共済生活協同組合)

TEL 043-287-8165 (受付時間: 平日9時~17時) ※祝日を除く

じちろう マイカー共済

自動車総合補償共済

ZENROSAL NEWS

5119A036

自治労共済
生協組合員
なら

契約者＝組合員で
家族の車も

団体割引 15%

主たる被共済者になれる方

- 1 組合員本人
- 2 組合員の配偶者
- 3 組合員の同居の親族*
- 4 組合員の配偶者の同居の親族*

*別居の未婚の子も含まれます。

※現在ご加入の保険（共済）の適用等級や過去履歴によっては、ご契約をお引き受けできない場合があります。

※2021年1月までの団体割引率を記載しています。



ご不明な点があれば、まずは組合にご連絡ください。

全労済 全国労働者共済生活協同組合連合会

自治労共済本部

全日本自治体労働者共済生活協同組合

ご契約にあたってはパンフレットをご覧ください。

全労済は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地（先）の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。



心地よく流れる時間を、すべてのお客様のために・・・優雅で充実したひとときを、心ゆくまでご堪能ください。



ゲストルーム



レストラン「セブンシーズ」

ウィークエンド&ホリデー ランチバイキング

土・日・祝日限定〈年末年始等、特別日を除く〉

和洋中の豊富なメニューが自慢のバイキングです。
人気のチョコレートファウンテンもお楽しみください。

お問い合わせ・ご予約

TEL:043-248-1128

レストラン
「セブンシーズ」

ランチタイム

11:30～14:00

ディナータイム

17:00～21:00 (L.O 20:30)



《イメージ》



オークラ千葉ホテル

Okura Frontier Selection

〈ホテルオークラ運営〉

〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-3

TEL:043-248-1111(代)

交通のご案内

お車にて

◇東関東自動車道「湾岸習志野IC」より25分、
国道357号線を蘇我方面へ、左手より「千葉みなと駅」方面へ右折

電車・モノレールにて

◇JR京葉線・千葉都市モノレール「千葉みなと駅」より徒歩5分

